

東広島市議会文教厚生委員会
所管事務調査報告書

地域共生社会の実現について

令和7年2月

はじめに

東広島市議会では、常任委員会ごとに、それぞれの委員会が所管する分野の中から設定したテーマについて、自主的に調査研究（所管事務調査）を行っており、調査で得られた結果は報告書に取りまとめ、必要に応じて、市の執行部に対して提言を行っていくこととしている。

本委員会では、令和5年8月から令和7年2月にかけて、「地域共生社会の実現について」をテーマに所管事務調査を実施した。

文教厚生委員会 構成委員

- ・委員長 玉川 雅彦
- ・副委員長 景山 浩
- ・委員 山田 学
- 下向 智恵子
- 岩崎 和仁
- 貞岩 敬
- 北林 光昭

1 調査・研究テーマ

「地域共生社会の実現について」

2 調査目的

地域共生社会の実現に向けた本市の取組状況や執行体制、今後の展望等を把握し、課題及びその解決に向けた方策を検証する。

3 調査方法

- (1) 執行部からの聴き取り
- (2) 市内関係団体等からの意見聴取、視察
- (3) 他自治体への視察

4 調査期間

令和5年8月から令和7年2月まで

5 調査経過

年月日	内容
令和5年 6月14日	今期において所管事務調査を実施することを決定し、調査・研究テーマの候補を各委員で検討し提出することとした。
7月11日	今期の調査・研究テーマの候補を、「地域共生社会の実現について」と「二次救急医療体制の充実について」の2つに絞り込み、最終決定は正副委員長に一任することとした。
8月18日	調査・研究テーマを「地域共生社会の実現について」とすることを決定し、議長への所管事務調査実施通知の内容を確認した。また、まず執行部への聴き取り調査を実施することを決定し、執行部への質問事項を各委員で検討し提出することとした。
8月30日	執行部への質問事項について、委員から提出されたもののうち地域共生推進課の所管事務に絞ることとし、正副委員長において再整理することとした。
9月11日	執行部への質問事項を決定した。
10月16日	執行部からの聴き取り 執行部（健康福祉部）から、地域共生社会の実現に向けた本市の取組状況等について聴き取りを行った。
11月16日	10月16日に実施した執行部からの聴き取りの報告書案を確認、確定した。今後の調査の進め方として、現場のCSWに話を伺うこととした。

年月日	内容
12月18日	1月12日に東広島市社会福祉協議会を視察し、現場のCSWから聴き取りを行うことを確認。当日の質問事項を各委員で検討し提出することとし、取りまとめについては正副委員長一任とした。
令和6年 1月12日	市内行政視察 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会を視察。CSWから各地域の現状や課題等について聴き取りを行った。
2月15日	1月12日に実施した市内行政視察報告書(案)を確認。写真・図表のサイズ等を見直した修正案を作成し改めて確認することとした。また、今後の調査方針について各自で意見を整理しておき、次回以降の委員会で協議を行うこととした。
2月22日	市内行政視察報告書の修正案を確認し、案のとおり決定した。また、今後の調査方針として、先進地の行政視察を実施することとし、視察先候補を各委員で調査・検討のうえ提出することとした。
4月16日	視察先については各委員から提出のあった候補地から選定することとし、詳細な日時及び視察先は正副委員長一任とした。
5月15日	各委員へ行政視察先の申込状況を報告した。また、事前に視察先への質問事項及び本テーマの課題について、5月24日までに事務局へ提出することとした。
7月24日 ～ 26日	県外行政視察 福岡県大牟田市・西南学院大学・三重県松阪市を視察し、聴き取り・意見交換を実施した。
7月31日 8月2日	議会報告会 本所管事務調査をテーマに掲げ、福祉政策の面から、地域共生社会の政策を説明した。また、東広島市の動きや、CSWについて詳細に説明し、併せて文教厚生委員会の取組を紹介するとともに、参加者との意見交換を実施した。
9月3日	7月24日～26日に実施した県外行政視察の報告書案を確認した。また、所管事務調査の今後の方針について協議し、引き続き調査を行うこととした。今後の調査の内容及び具体的な手法については、各自で意見を整理しておき、次回の委員会で協議を行うこととした。
9月13日	次に取り組む調査について、兵庫県芦屋市では地域共生社会の実現に向けた取組の中で保健師が地域包括ケアの中心となり、地域の福祉課題を探る取組をされていると松阪市へ視察した際に伺ったため、事業の構造や他機関との連携について話を伺うこととした。
10月16日	質問事項の取りまとめた内容について確認した。
11月20日	県外行政視察 兵庫県芦屋市を視察し、聴き取り・意見交換を実施した。

年月日	内容
12月16日	11月20日に実施した県外行政視察の報告書案を確認した。 また、今後の方針について所管事務調査のまとめに取り掛かることに決定し、委員間で論点の整理を行った。論点の整理で出た意見を正副委員長においてまとめ、次回以降の委員会で協議し、まとめに向けて内容を掘り下げることにした。
令和7年 1月14日	まとめに向けた協議を行った。 また、次回以降の委員会で、報告書のたたき台を正副委員長において作成することにした。
2月14日	所管事務調査報告書（案）及び執行部への提案事項（案）について決定した。

6 調査内容及び委員協議

◎執行部からの聴き取り調査

地域共生社会の実現に向けた本市の取組状況や執行体制、課題等を把握するため、執行部に対し、地域共生社会の定義及びその実現が求められる背景や本市の取組状況等について聴き取りを行った。

- 説明部局 健康福祉部（地域共生推進課）
- 実施日時 令和5年10月16日（月）
- 実施場所 東広島市役所9階 第1委員会室
- 実施内容 別紙1「執行部聴取報告書」のとおり

◎市内行政視察

地域において様々な生活課題を抱える個人や世帯に対する「個別支援」と、生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」を一体的に進める専門職であるCSWは、包括的支援体制整備の中核的役割を担っていることから、現場のCSWの声を直接聴くため、視察を行った。

- 視察先 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
- 実施日時 令和6年1月12日（金）
- 実施内容 別紙2「市内行政視察報告書」のとおり

◎県外行政視察

本市と規模が類似した都市及び特徴のある事業を行っている都市を選定し、また、地域共生社会について研究をされている大学の先生へ、それぞれ取組について話を聞くため、行政視察を行った。

- 視察先 (1) 福岡県大牟田市
(2) 西南学院大学（非常勤講師 木山氏）
(3) 三重県松阪市
- 実施日時 令和6年7月24日（水）～26日（金）
- 実施内容 別紙3「県外行政視察報告書」のとおり

◎議会報告会

本所管事務調査をテーマに掲げ、市民に対し、福祉政策の面から地域共生社会の政策を説明した。また、東広島市の動きやCSWについて詳細に説明し、併せて文教厚生委員会の取組を紹介した。その後、意見交換を行い、市民から、CSW及びHOTけんステーションの認知度が低い等の意見が出された。

- 開催場所 (1) 高屋西地域センター
- (2) 三ツ城地域センター

- 実施日時 高屋地区：令和6年7月31日(水)
- 西条地区： 8月2日(金)

- 実施内容 別紙4「議会報告会報告書」のとおり

◎県外行政視察

前回の視察で保健師が地域包括ケアの中心となって課題解決に取り組んでいるという特徴的な取組を知ったことから、その内容を現地でより深く学ぶため、行政視察を行った。

- 視察先 兵庫県芦屋市
- 実施日時 令和6年11月20日(水)
- 実施内容 別紙5「県外行政視察報告書」のとおり

◎委員間協議（論点整理）

- 実施日時 令和6年12月16日(月)
- 実施場所 東広島市役所8階 全員協議会室
- ・地域共生推進課にあるHOTけんステーションがもう少し大きな役割を担うべき。HOTけんステーションをどれだけ強い形に持っていけるかという点が重要であると考えます。
- ・社会福祉協議会の役割が非常に重要だと感じた。社会福祉協議会の取組の充実等、協働していくべきだと感じた。
- ・市の職員が重層的支援のより中心的な現場に近づき、HOTけんステーションと連携することで、よりスムーズに支援ができると考える。

◎委員間協議（まとめに向けた協議）

- 実施日時 令和7年1月14日(火)
- 実施場所 東広島市役所9階 第1委員会室
- ・たくさんの課題を抱えている方たちへの支援については、HOTけんステーションを中心に行うべき。
- ・若手職員に現場を知る機会を設けるべき。
- ・連携だけではなく、協働も行うべきだと考える。

7 まとめ

地域共生社会を実現するためには、多岐にわたる取組を広範囲で行う必要がある。その中には、地域における役割、行政側で取り組むべき役割があるが、特に、多機関連携や、組織・人員配置等の構造的な課題がある。

そのため、執行部に対し、次の事項について提案していく必要がある。

○HOTけんステーションの強化について

- ・大きな課題を抱えている方への支援や、重層的な支援については、CSWではなく、HOTけんステーションが中心となって支援に向けた業務を行っていくこと。
- ・医師会とさらに連携し、医療的な見地を加え、HOTけんステーションの機能強化を図ること。

○社会福祉協議会の取組の充実について

- ・重層的支援体制の強化には、社会福祉協議会との連携と協働が非常に重要であるため、積極的な人事交流や支援を行っていくこと。

○関係機関との今後の連携について

- ・本市は重層的支援体制の立ち上げを早期に行い、複合的な問題解決のために地域ケア会議やケース会議を行っている点や、CSW間の連携等、先進的な部分が多くあるため、連携の拡充を図っていくこと。

文教厚生委員会執行部聴取報告書

(令和5年10月16日実施)

1 テーマ

「地域共生社会の実現について」

2 調査目的

地域共生社会の実現に向けた本市の取組み状況や執行体制、課題等を把握するため、執行部に対し、これら調査項目の現状について聴き取りを行ったもの。

3 聴取日

令和5年10月16日（月）

4 担当部局

健康福祉部（地域共生推進課）

5 聴取内容

地域共生社会の定義及びその実現が求められる背景や本市の取組み状況等、並びに文教厚生委員会から事前に提出した質問項目について、資料に基づき説明を受けた。

※詳細は別添資料「地域共生社会の実現について」のとおり

6 主な質疑

【各地域の現状把握とアプローチの方法について】

- Q 包括的な支援体制の3層（小学校圏域）及び4層（小地域圏域）においては、いかに地域にコミュニティーがつかれるかが重要だと考える。地域によって現状や力の入れ具合には差があると思うが、それをどのように把握し、取り組んでいるのか。
- A 一つ一つのコミュニティーの状況を全て把握しているわけではない。CSWの取組みとして、まずは民生委員や見守りサポーター等と一緒に地域に入っていくが、こうした取組みに対してポジティブな感情を持っている地域から優先的に取り組んでおり、そうでない地域とはまだなかなかつながっていないのが現状である。
- Q CSWを委託している社会福祉協議会がもともと持っている地区社協等との人脈を、取組みの中でどのように生かそうとしているのか。
- A 地区社協は市内に約70か所あるが、敬老事業だけをやっている所やそれ以外にも活発に活動している所など、活動状況には濃淡がある。地区社協のみならず住民自治協議会や自治会等を含め、各地域においてどういったところを核にして見守り体制を構築していくのが望ましいかということ、CSWと見立てを立てながら取り組んでいる。

- Q 全体像の中で、各地域においてどのような方法でアプローチしていくかは、現時点である程度整理できているのか。
- A 昨年度、各日常生活圏域に一人ずつエリア担当CSWを配置し、1年間取り組んできたところである。その成果を見える形で取りまとめようとしたが、地域によって実態が全く異なるため、なかなか整理できていない。こういった形が望ましいか、社協と一緒に継続的に検討していきたい。

【市民に伝わりやすい表現方法について】

- Q CSWという用語等は、一般の市民にはわかりにくいと思われる。重層的な取組みが進めば進むほど担い手も多くなり、無関心層が課題となってくるため、もっと伝わりやすいような工夫は考えているか。
- A 福祉の業界でも横文字が多く、わからない人には全くイメージがわからないということもあると思われる。工夫してわかりやすく丁寧に市民に伝えていくことを心がけたい。

7 委員の所感

- 少子高齢化や単身世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、日常生活に不安や課題を抱えている人たちが誰にも相談できずに孤立してきている現状など、地域共生社会の実現が求められる背景や、地域共生社会推進条例の制定や支援体制の整備など、本市の方向性と取組み状況について理解することができた。
- これを踏まえ、それぞれの地域の現状をどのように把握し、どのような関わり方をしていくのかということについて調査研究をしてはどうか。
- 地域を1～4の生活圏域に分類し、それぞれの圏域における福祉サービスの担い手及び地域活動の担い手が連携しながら、クラスターを超えた協働体制を構築することが包括支援体制であると理解することができた。
- また上記のセーフティネット構築を、やがては「支え手」「受け手」という単なる当事者の関係を超え、互いに「シアエル」「お互い様」等の共に生きる「地域共生社会」の実現につなげることを市が目指していることも理解することができた。
- しかし、地域社会に暮らす方々は驚くほど様々な悩みを抱えられており、地域共生社会の実現のためには、組織づくり、連携構築、及び機運の醸成等々、多方面での機動性を持った、息の長い取組みが必要になってくると感じた。
- 地域共生社会の実現は、他自治体の好事例研究が必要であり、社会学、心理学、地政学、及び歴史等々多方面にわたる知見を総動員し取り組むべき壮大な構想であるとも感じた。
- 執行部の丁寧な資料と詳しい説明を頂き、本市の現状や課題、それについての取組みや支援体制などを知ることができた。支援が必要な方々のニーズが多様になり、サポートがより複雑化する中、たとえ既存のサポートや提案が市民の要望に合致せずとも、市民の方との「タッチポイント」を大切にすることで、今後の課題解決の糸口に

なることなど、大変勉強になった。

一方で、他の委員からも意見があったように、市民がSOSを出しやすいサービスを考えていく上で、横文字が多いことが気になった。「サロン」や「サポーター」、「プラットフォーム」といった言葉は市民の方にとっても耳なじみのある横文字になってきたと思うが、「CSW」や「SSW」、「アウトリーチ」といった言葉に戸惑う方も少なくないかもしれない。浸透するまで時間がかかるかもしれないが、すぐにでもサービスを必要とする方にとって、言葉の壁が高いハードルになってしまうのだとしたら、横文字にする意味はあるのだろうか、という疑問も感じた。

- 「HOTけんステーション」の仕組みが理解できた。一定の人だけでなく多機関の人が連携して関わっていく仕組みは期待できると思う。しかしながら、多機関連携CSWの役割として、対象者に対して、プラン作成時だけでなく定期的に地域と連携をしていくことが必要と思われる。案件も増加するであろうことを考えると、再度の仕組みとマンパワー強化が必要かと思った。
- 「コアネットワーク会議」と「HOTけん会議」の差別化が少し分かりにくさを感じた。
- 「シアエール」サイトと「すきかも」のサイトがつながりの部分でいうと類似しているように思った。地域共生社会と地域活動情報の違い、また、所管部署の違いかと思われるが、【つながり】の部分では非常に似ている。他部連携でコンテンツに差を設けるなど、まとめることはできないかと感じた。
- 包括的な支援体制について、第3層、4層の取組みとして、現状把握があまりできていないことがわかった。その把握が難しいのも一定の理解はできたが、このこと無しに前に進めるのは無理があると考え。社会福祉協議会に委託しているCSWについて、元々持っている人脈をどの程度有効利用できているか疑問が残る。重層的な支援が必要な方々にどの程度対応ができていないか、またはできていないか、課題は大きいと感じた。

今後の調査の方向性について、現場を担っているCSWや専門職種の方に現状を聞く必要があると考える。
- 本市の目指す地域共生社会について、その体系を理解することができた。

第五次東広島市総合計画の部門計画として、東広島市第3次地域福祉計画が策定され、地域共生社会を推進するために、その推進本部が設置され、さらにその根拠法令として、東広島市地域共生社会推進条例が制定されていった。

広義の地域共生社会の実現のための包括的な支援体制についても理解できた。

その推進にあたって、CSWの人員は充分であるか、重層的支援体制を整備するうえで困難な点はないか、コアネットワーク会議やチームアプローチによる支援は機能

しているかなどを調査していきたい。

- 執行部から懇切丁寧な説明をいただき、改めて「地域共生社会の実現」という課題の大きさを知らされた。

現状の捉え方として、地域のつながりによる地域課題の解決といったかつては当たり前に行われていたことが、現在ではとてもハードルが高くなってしまった。複雑な社会構造の中でそのことに順応していくことが難しい方々も数多くいらっしゃることから、これは地域だけで解決できることではなく、行政から動くことによって問題解決の糸口を見つけることが可能になってくるのではないかと思う。

また、狭義の地域共生社会を実現していくことについても、その人材をどのように手当てしていくのか。問題の質・量が、社会の複雑化の進行によって増加していくであろうことから、人材確保の問題は喫緊の課題になってくるのではないかと、大きな危機感を抱いている。

令和5年度文教厚生委員会所管事務調査

「地域共生社会の実現について」

地域共生社会ポータルサイト
HIGASHIHIROSHIMA



令和5年10月16日(月)
地域共生推進課



本日のご説明の流れ



- 1 なぜ「地域共生社会」なのか (国・本市の現状について)
- 2 本市のこれまでの取組み
- 3 包括的な支援体制の整備
- 4 「シアエル関係」によるWell-beingの実現
- 5 ご質問と回答



1 なぜ「地域共生社会」なのか（国・本市の現状について）

2 本市のこれまでの取組み

3 包括的な支援体制の整備

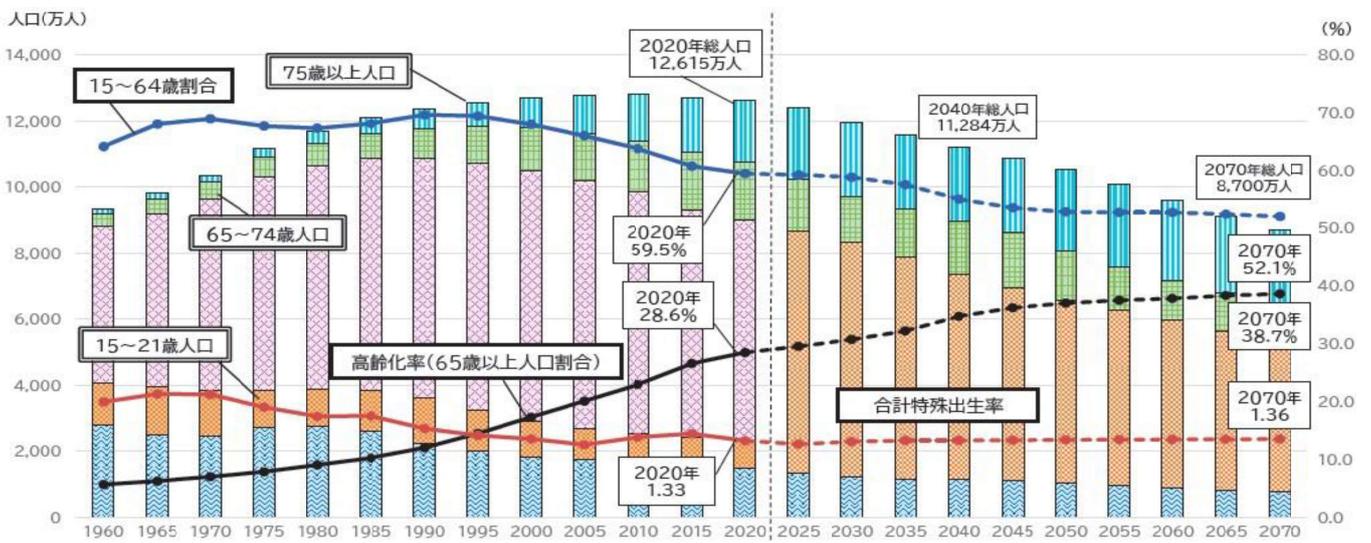
4 「シェア関係」によるWell-beingの実現

5 ご質問と回答



(1) 【国】日本の人口の推移

- ・我が国の人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。
- ・2022（令和4）年の総人口は1億2,495万人であるが、2070年には総人口が9,000万人を割り込む見込み。
- ・今後、少子高齢化・人口減少が本格化



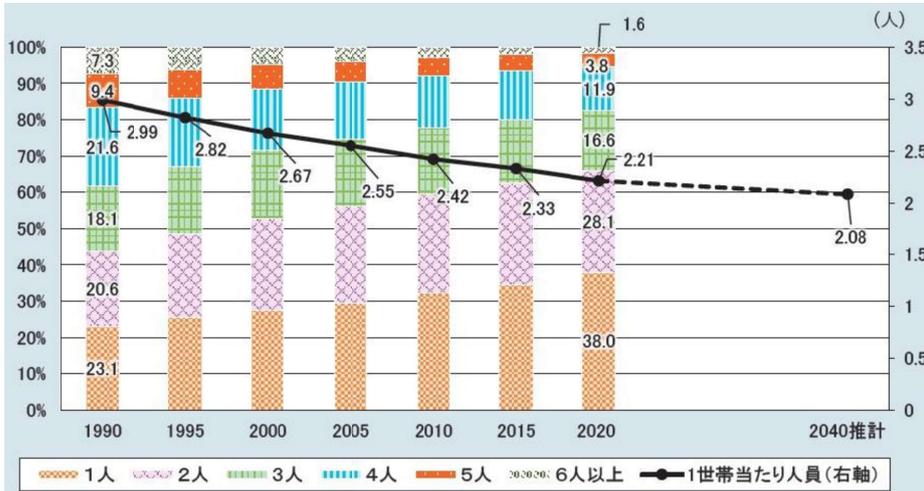
人口の実績値は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降の人口等は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（出生中位、死亡中位）

資料：令和5年度厚生労働白書

(2) 【国】世帯構成等の推移

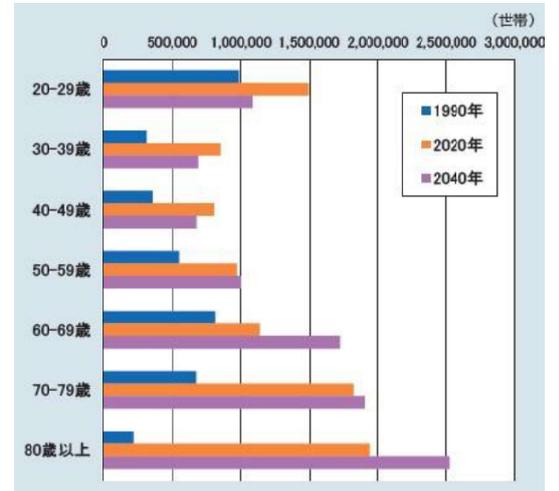
- ・単独世帯の割合は増加してきており、2020（令和2）年は38.0%に達している（(2)-①）。
- ・今後、特に女性の単独高齢世帯が増加する見込み（(2)-②）。

(2)-①世帯人員数別世帯構成と1世帯当たり人員の推移



2020年までは総務省統計局「国勢調査」、2040年推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）

(2)-②年齢階級別単独世帯数の推移（女性）

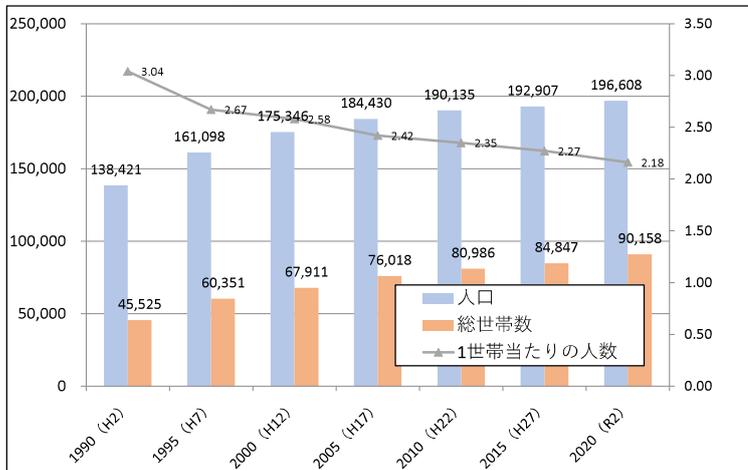


資料：令和5年度厚生労働白書

(3) 【市】人口及び単独世帯の推移

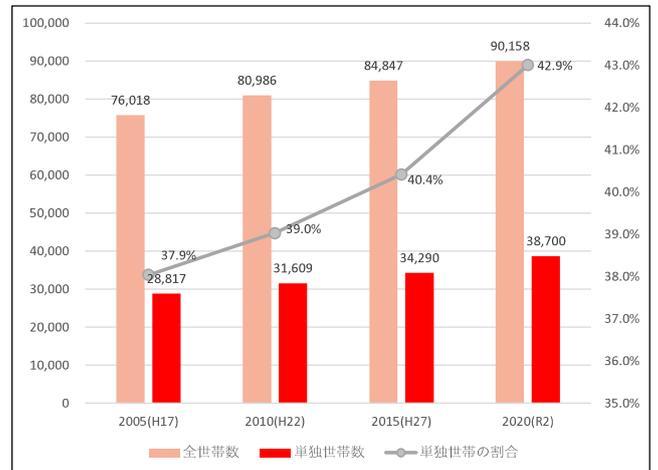
- ・人口は緩やかな増加傾向にあるが、1世帯当たり人数は減少傾向（(3)-①）。
- ・単独世帯については上昇が続いており、全国平均よりも高い（(3)-②）。

(3)-①本市の人口の推移



資料：いずれも国勢調査

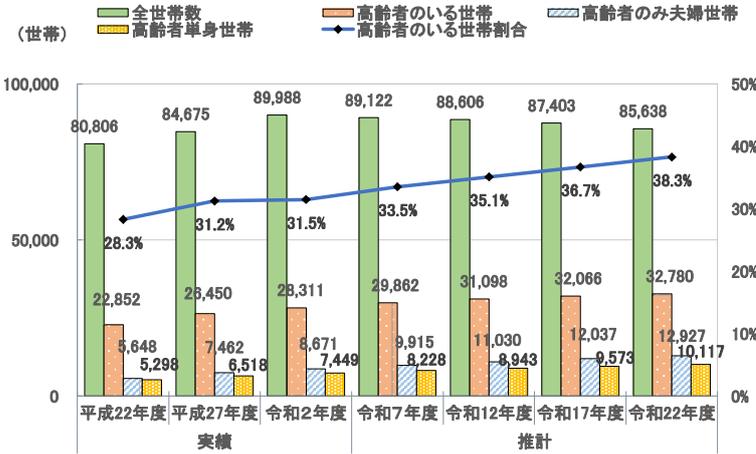
(3)-②本市の単独世帯の推移



(4) 【市】 高齢世帯の推移及び推計

- ・世帯数は令和2(2020)年度をピークに緩やかに減少するが、高齢者のみの世帯（高齢者夫婦世帯＋高齢者単身世帯）は、一貫して増加する見込みとなっている（(4)-①）。
- ・高齢者の孤独・孤立対策がこれまで以上に求められるようになる。

(4)-①本市の高齢世帯の推移及び推計



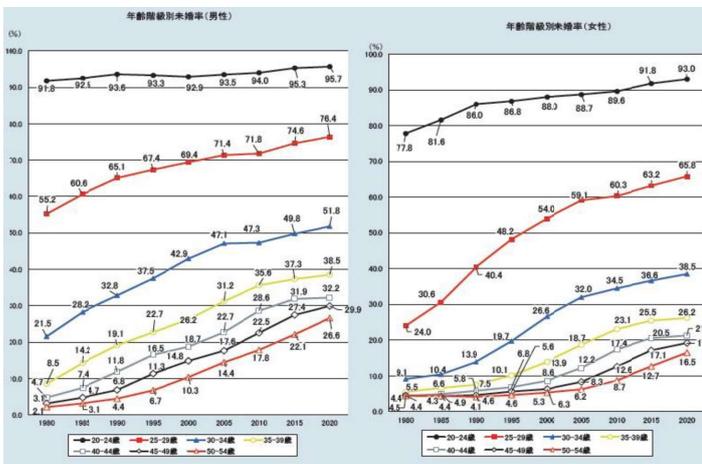
	実績			推計			
	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
全世帯数	80,806	84,675	89,988	89,122	88,606	87,403	85,638
高齢者のいる世帯	22,852	26,450	28,311	29,882	31,098	32,066	32,780
高齢者のみ夫婦世帯	5,648	7,462	8,671	9,915	11,030	12,037	12,927
高齢者のみ単身世帯	5,298	6,518	7,449	8,228	8,943	9,573	10,117
高齢者のいる世帯割合	28.3%	31.2%	31.5%	33.5%	35.1%	36.7%	38.3%

資料：国勢調査（平成22年・27年・令和2年）及びそれに基づく推計

(5) 【国】 未婚割合の推移

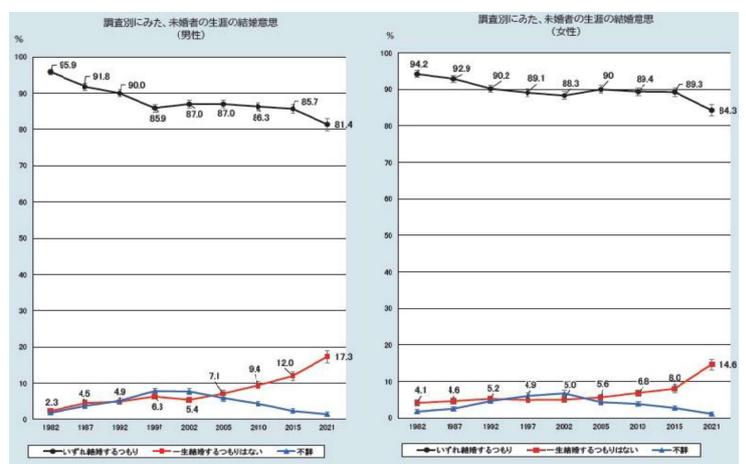
- ・結婚は世帯を形成する大きな要因の一つであるが、男女ともに未婚率が上昇している（(5)-①）。
- ・若者の結婚意思については、2000年代に入って「一生結婚するつもりはない」が増加（(5)-②）。

(5)-①年齢階級別未婚率



総務省統計局「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値）

(5)-②未婚者の生涯の結婚意思



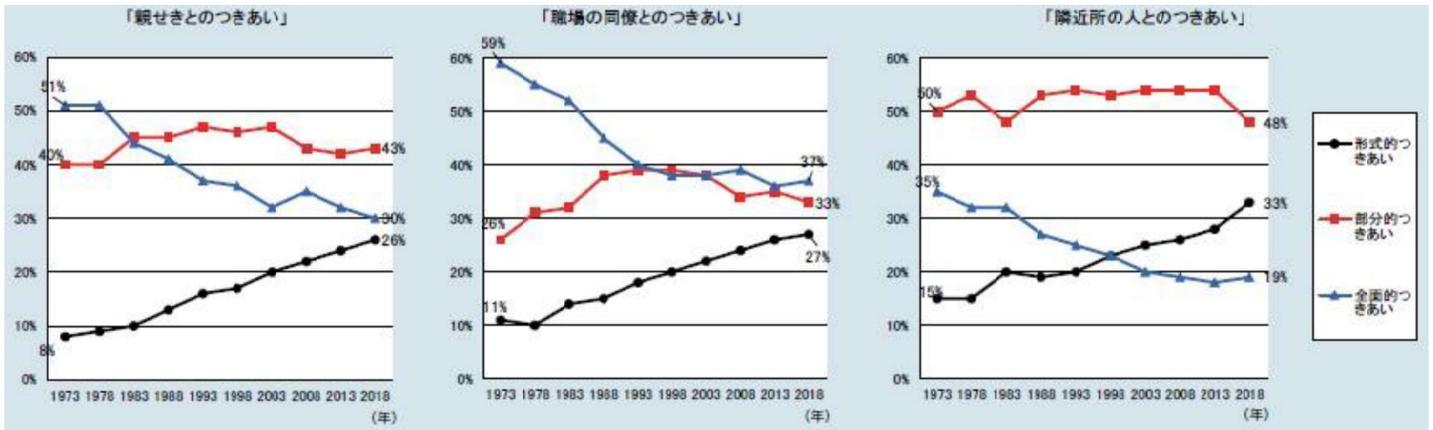
国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」
（注）対象は18～34歳の未婚者。 資料：令和5年度厚生労働白書

小括：全国的に世帯が縮小し、家族が担うことができる支え合い機能が弱体化することは避けられない。

(6) 【国】人々の交流に対する意識

- ・地縁、血縁、社縁でみても「形式的つきあい」を望む者が増加（(6)-①）。
- ・今後、ますます地域における支え合いの機能が低下していく。

(6)-①つきあいとして望ましいもの



NHK放送文化研究所「日本人の意識」調査：この調査では、以下のとおり定義

- ・形式的つきあい：親せきでは「一応の礼儀をつくす程度のつきあい」、隣近所の人では「会ったときに、挨拶する程度のつきあい」、職場の同僚では「仕事に直接関係する範囲のつきあい」。
- ・部分的つきあい：親せきでは「気軽に行き来できるようなつきあい」、隣近所の人では「あまり堅苦しくなく話し合えるようなつきあい」、職場の同僚では「仕事が終わってから、話し合ったり遊んだりするつきあい」。
- ・全面的つきあい：なにかにつけて相談したり、たすけ合えるようなつきあい。

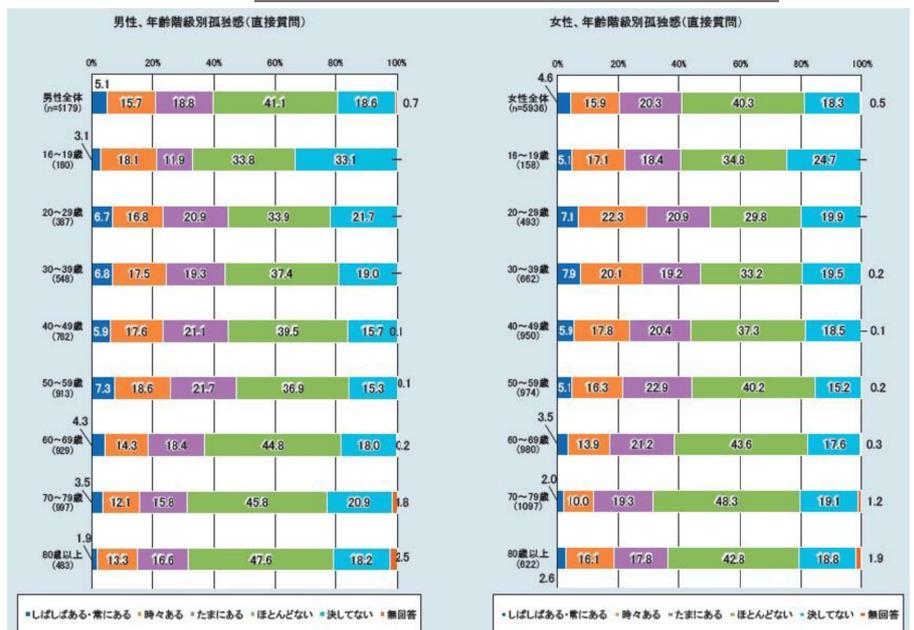
資料：令和5年度厚生労働白書

(7) 【国】孤独感に関する調査

(7)-①男女、年齢階級別孤独感（直接質問）

- ・孤独を感じるものが「時々ある」、「たまにある」及び「ほとんどない」と回答した者の割合が拡大し、「決してない」と回答した者の割合が縮小（2021年との比較）（(7)-①）。

- ・孤独を感じるものが「しばしばある、常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した人の割合
男性…39.6%
女性…40.8%

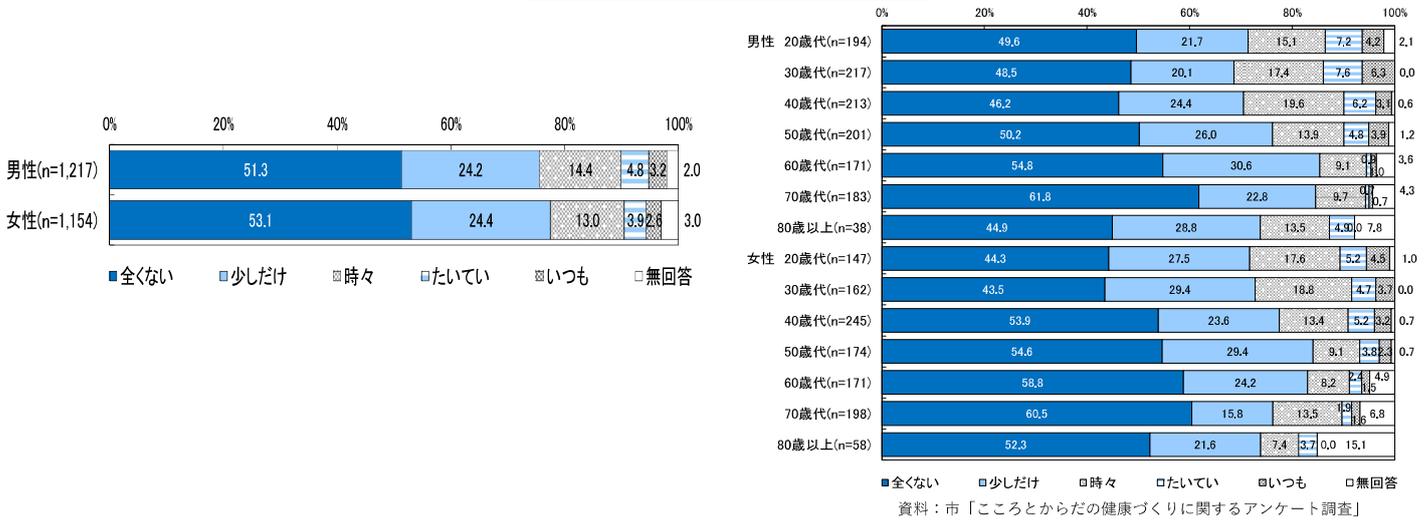


内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査」（2022年）

(8) 【市】 孤独・孤立に関する調査

- ・市のアンケートで、「少しだけ」「時々」「たいてい」「いつも」孤独を感じている、と答えた人の割合
男性…46.6% 女性…43.8% (質問内容が異なるため、国調査と単純な比較はできない)
- ・年齢別では、男性は40代、女性は30代の孤独感がもっとも強い。

(8)-① 男女、年齢階級別孤独感



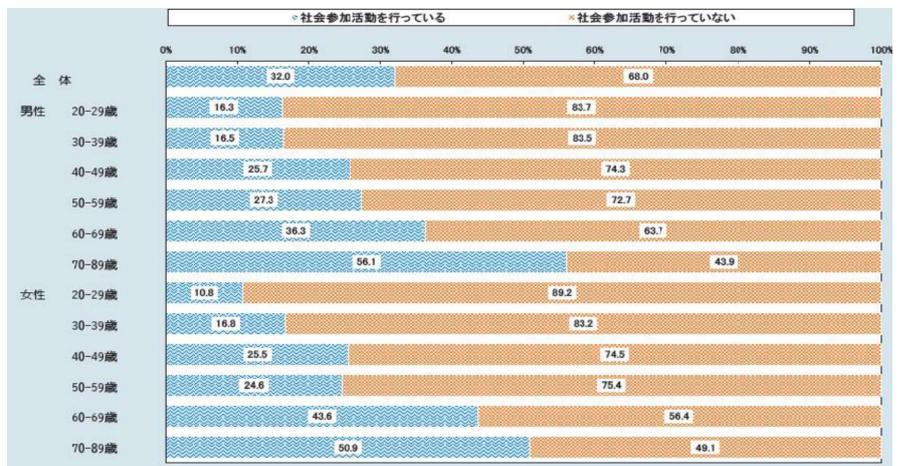
(9) 人々の支え合いや社会貢献に対する意識

- ・他者とのつきあいの志向は変わっても、社会の構成員としての個人の役割は意識されている ((9)-①)。
- ・その一方、若年層、現役世代は社会参加活動を行っている者の割合が比較的低い ((9)-②)。
- ・若年層、現役世代を含め、より多くの方が地域社会において何らかの役割を発揮できる環境整備が必要。

(9)-① 社会への貢献意識の推移



(9)-② 年齢と社会参加活動の参加状況



内閣府「社会意識に関する世論調査」(2022)
質問は「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか」

厚生労働省「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業」

資料：令和5年度厚生労働白書

(10)福祉ニーズの変化・小括

①地域や家庭の役割の補完としての福祉制度

- ・我が国では、かつて地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、人々の暮らしの多くが支えられてきた。
- ・戦後、工業化に伴う人々の都市部への移動、個人主義化や核家族化、共働き世帯の増加などの社会の変化の過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を補完・代替する必要性が高まってきた。
- ・各種福祉制度については、高齢者、障害者、こどもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきた。

②個人や世帯が抱えるリスクの多様化、制度の狭間の問題

- ・個人や世帯が抱えるリスクの多様化（経済的困難、心理的困難、孤独・孤立、住居確保など）。
- ・8050問題やダブルケアなど、包括的な対応が求められる複合的なニーズも深刻化。
- ・公的支援制度の受給要件を満たさないために行政の支援まで結びつかず制度の狭間に落ち込んでしまっている課題への対応。

③家族や地域などの機能が弱まることで、課題が顕在化

- ・単独世帯の増加等による家族機能の低下や、地域での交流等に対する意識の変化等に伴う地域の支え合い機能の低下により、これまで家庭や地域で担ってきたさまざまな課題が顕在化。
- ・現行の福祉制度のみでは、こうした課題に対する十分な対応が困難。
 - ⇒「支え手」「受け手」を超えて地域で支え合う社会の構築の必要性
 - ⇒複合化・複雑化した課題や、制度の狭間に陥った方に支援できる仕組みづくりの必要性
 - ⇒「地域共生社会の推進」の必要性

(11)地域共生社会とは (国の定義)

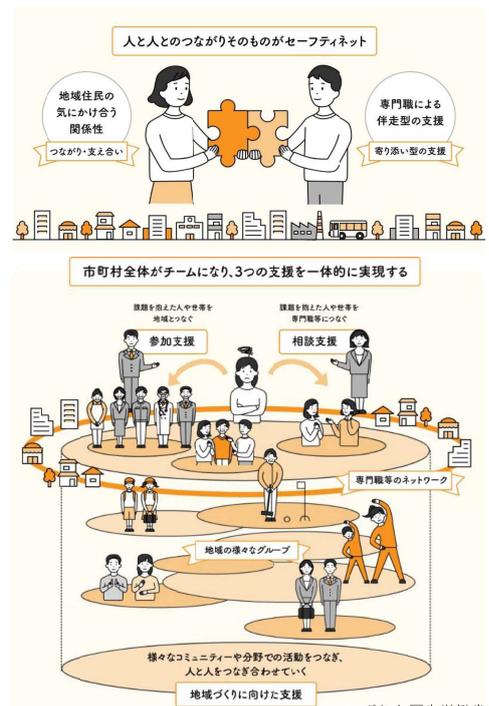
地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。

(厚生労働省HPより)

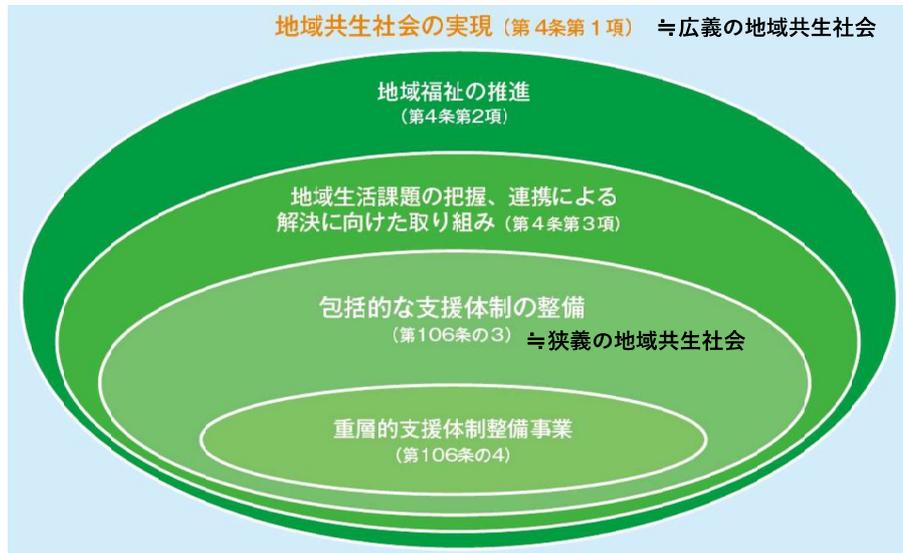
地域共生社会実現のためのポイント

- ・人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
- ・地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる。
- ・専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される。



(12) 包括的な支援体制の整備

- ・ R3.4の社会福祉法改正により、地域共生社会を実現するための「包括的支援体制の整備」が努力義務になる。
- ・ 包括的支援体制整備の手段として、「重層的支援体制整備事業」を行うことが可能になる。



資料：厚生労働省

1 なぜ「地域共生社会」なのか (国・本市の現状について)

2 本市のこれまでの取組み

3 包括的な支援体制の整備

4 「シェアエル関係」による Well-being の実現

5 ご質問と回答



(1)これまでの取組み

令和元(2019)年度

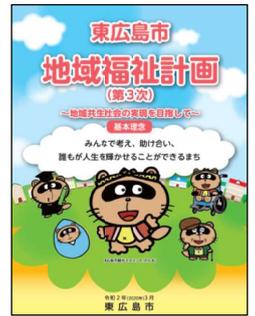
- ・ **第五次東広島市総合計画**の策定(R2.3)
- ・ 東広島市 **第3次地域福祉計画**の策定(R2.3)

令和2(2020)年度

- ・ 東広島市 **地域共生社会推進本部**を設置
- ・ 福祉の総合相談窓口 **HOTけんステーション**を設置
- ・ **コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置** (多機関連携1人、エリア担当2人)
- ・ 東広島市 **地域共生社会推進条例の制定**



HOTけんステーション開設の様子



令和3(2021)年度

- ・ 改正社会福祉法の施行 (地域共生社会推進を明記)
- ・ 社会福祉課を地域共生推進課に改組 (地域共生推進係を新設)
- ・ CSWの増員(地域調整1人、多機関連携1人、エリア担当4人)
- ・ **第4次地域福祉活動計画**策定 (東広島市社会福祉協議会)



令和4(2022)年度

- ・ **CSWの増員(地域調整1人、多機関連携1人、エリア担当10人)**
- ・ 重層的支援体制整備事業の実施 (参加支援、アウトリーチ支援等)
- ・ **広島大学との共同研究事業** (ヤングケアラー支援)
- ・ ひきこもり調査の実施 (民生委員調査、福祉専門職調査)



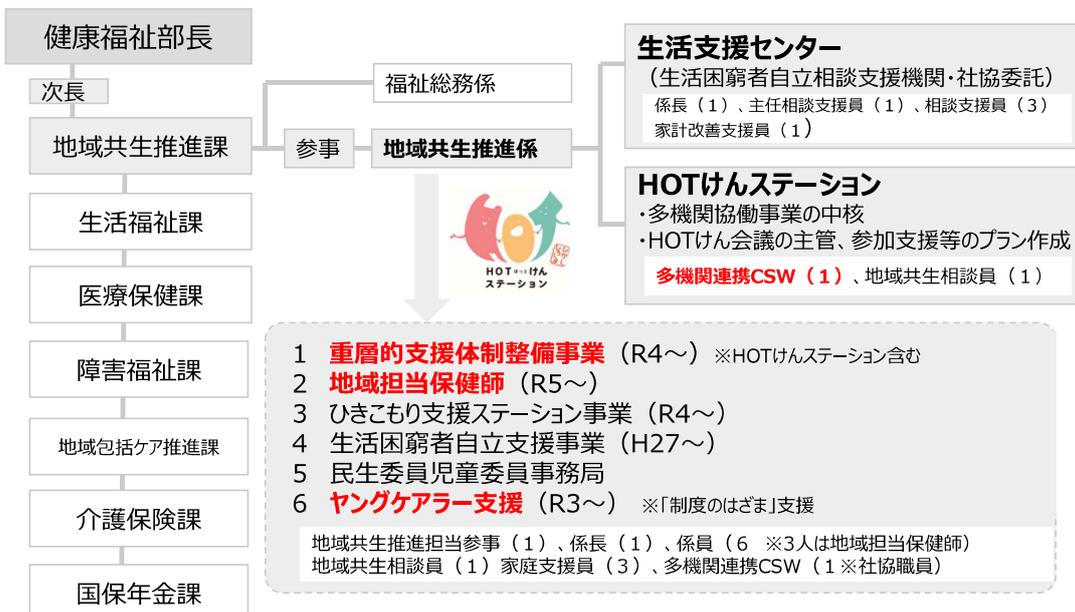
ヤングケアラーに関するシンポジウムの様子

令和5(2023)年度

- ・ 地域共生推進課への地区担当保健師 (3名) の配置
- ・ **ヤングケアラーサポート事業**の実施
- ・ **ごみ屋敷**の課題解決支援
- ・ **広島大学との共同研究事業** (ヤングケアラー支援、ひきこもり支援)

(2)組織体制

健康福祉部の組織体制



(3) 総合計画と地域共生社会の関係

- ・第五次東広島市総合計画では、基本構想中「目指すまちの姿」に「地域共生社会の実現」とある一方で、基本計画中「安心づくり」の一施策として「誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現」とある。
- ・基本計画中に示されている地域共生社会は、基本的に福祉分野における施策であり、いわば**狭義の地域共生社会**といえる。一方、基本構想に記載されている地域共生社会は、「地域の多様な主体が我が事として参画、世代や分野を超えて丸ごとつながる」「地域で学び、学んだ成果を活用して活躍」などあり、まちづくりや生涯学習等の概念を含んだ、いわば**広義の地域共生社会**といえる。

基本構想（広義の地域共生社会）

第2節

目指すまちの姿

3 次の時代を見据えた地域共生社会の実現

本市には、高齢者、障害者、子どもなど、様々な立場の人が生活しており、難病を抱える人など、福祉分野だけでなく、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする人が増加しつつあります。

こうした人びとの支援に係る施策を包括的に推進することにより、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや、地域とともに創っていく地域共生社会が実現することにより、市民全体の安全・安心とともに、暮らしの充実・向上につながっています。

また、人生の様々なライフステージにおいて、地域で学び、学んだ成果を活用して活躍できる環境が整うとともに、とりわけ子育てについては、家庭・地域・関係団体・行政などが一体となって支え合い、子どもが家庭や地域の愛情を受けながら、健やかに成長できる環境が整うことで、安心して子育てができ、「子育てするなら東広島」と評価されるようなまちになっています。

基本計画（狭義の地域共生社会）

5 安心づくり

自助・互助・共助・公助によって安心した生活を送れるまち

5 誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現

施策の将来の目標像（目指す姿）

誰もが、住み慣れた地域で世代や分野を超えてつながり、暮らしや生きがいを共に充実させながら、安心して暮らすことができる「地域共生社会」が形成されています。

施策の方向性

- 1 高齢者の増加、介護人材の不足への対応**
 - ・高齢者の医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活を包括的に支援する地域包括ケアシステム[※]の深化・推進
 - ・介護保険制度の適切な運営と介護職を支える担い手の確保・育成
- 2 障害者の自立支援への対応**
 - ・就労による障害者の自立の促進
 - ・コミュニケーション手段の確保
 - ・居住サポート事業による居住支援
 - ・地域移行支援等による障害者の自立の促進
- 3 支え合いの促進と総合的な相談支援体制の構築**
 - ・地域福祉活動の新たな担い手の育成
 - ・インフォーマル[※]な助け合い地域活動の促進
 - ・市民に対する総合的な相談支援体制の構築
 - ・市民生活を支えるセーフティネットの充実

第五次東広島市総合計画

第2次(2020)第1～12(2030)年



未来に創れる自然豊かな国際学術研究都市
「暮らし、学び、つながる」東広島

第2次(2020)第1～12
東広島市

(4) 地域共生社会推進条例について

- ・令和3年3月に「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（地域共生社会推進条例）」を制定
- ・本条例により、広義の地域共生社会構築を目指すこととしている

・**少子高齢化**や**単身世帯の増加**などの社会情勢の変化は、私たちの暮らしに少なからず影響を及ぼしている。
・日常生活に不安や課題を抱えている人たちが、誰にも相談できずに**孤立**してきている。

条例制定の背景

・あらためて**地域における人と人とのつながり**の大切さを考え、地域で互いに支え合うことが重要。
・住み慣れた地域がいつまでも持続するように、**あらゆる分野で行動を起こす**ことが強く求められている。

誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進する。

地域共生社会の定義（第2条）

市民がそれぞれの人格及び個性を尊重し合いながら、地域社会に主体的に参画することにより、相互に支え合い、全ての人々が生きがいをもち、かつ、安心して日常生活を営むことができる社会

Well-beingの実感

(5) 広義・狭義の地域共生社会イメージ

- ・これまで総合計画や地域共生社会推進条例では、全庁的に進める地域共生社会と、主に福祉部門で進める地域共生社会についてあまり区別をしてこなかった。
- ・施策を展開していく中で、一定の整理が必要になってきたため、概ね以下のようなイメージで整理。
- ・広義、狭義の取組みは互いに相関しており、ある事業について「これは広義か、狭義か」と区別することは難しい場合がある（孤独・孤立対策＝誰一人取り残さない社会の構築）。

地域共生社会のイメージ

・ 広義の地域共生社会

- ・ 目指す姿：「シアエル関係」の構築、感謝の連鎖によるWell-beingの実感
（「支え手」「受け手」を超えて地域で支え合う社会）
- ・ キーワード：Well-being、シアエル関係、誰一人取り残さない社会など
- ・ 分野：福祉、保健医療、産業、教育、住宅、地域再生その他さまざまな分野 ≒ まちづくり

・ 狭義の地域共生社会

- ・ 目指す姿：包括的な支援体制の構築
（複合化・複雑化した課題や、制度の狭間に陥った方に支援できる仕組みづくり）
- ・ キーワード：断らない相談窓口、つながり続ける支援、当事者参加、孤独・孤立対策など
- ・ 分野：主に福祉、保健医療（生活困窮者の学習支援、就労支援、住居確保等の分野も一部含む）

21

1 なぜ「地域共生社会」なのか（国・本市の現状について）

2 本市のこれまでの取組み

3 包括的な支援体制の整備

4 「シアエル関係」によるWell-beingの実現

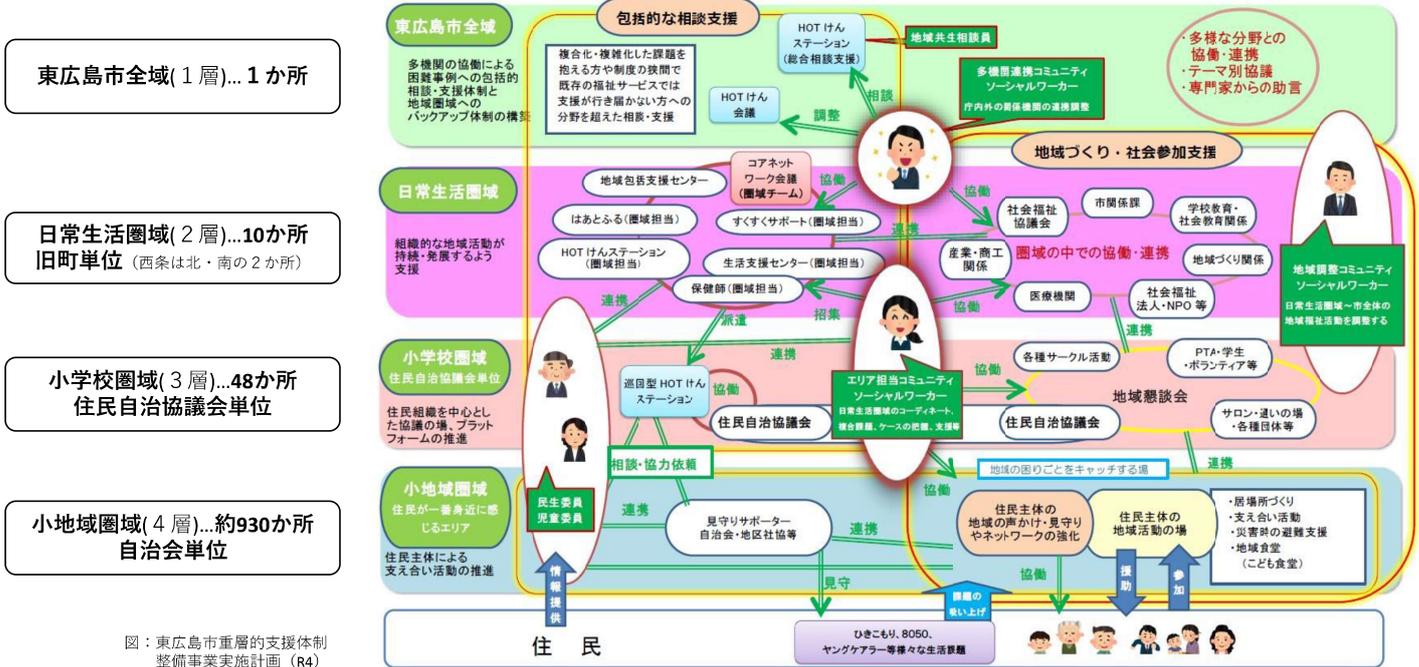
5 ご質問と回答



22

(1) 包括的な支援体制 (法第106条の3) の全体像

・ 包括的な支援体制の整備 = 官民の協働体制づくり = 「支援の包括化」 + 「住民（当事者）の主体形成」



図：東広島市重層的支援体制整備事業実施計画 (R4)

(2) CSW (コミュニティソーシャルワーカー) の配置

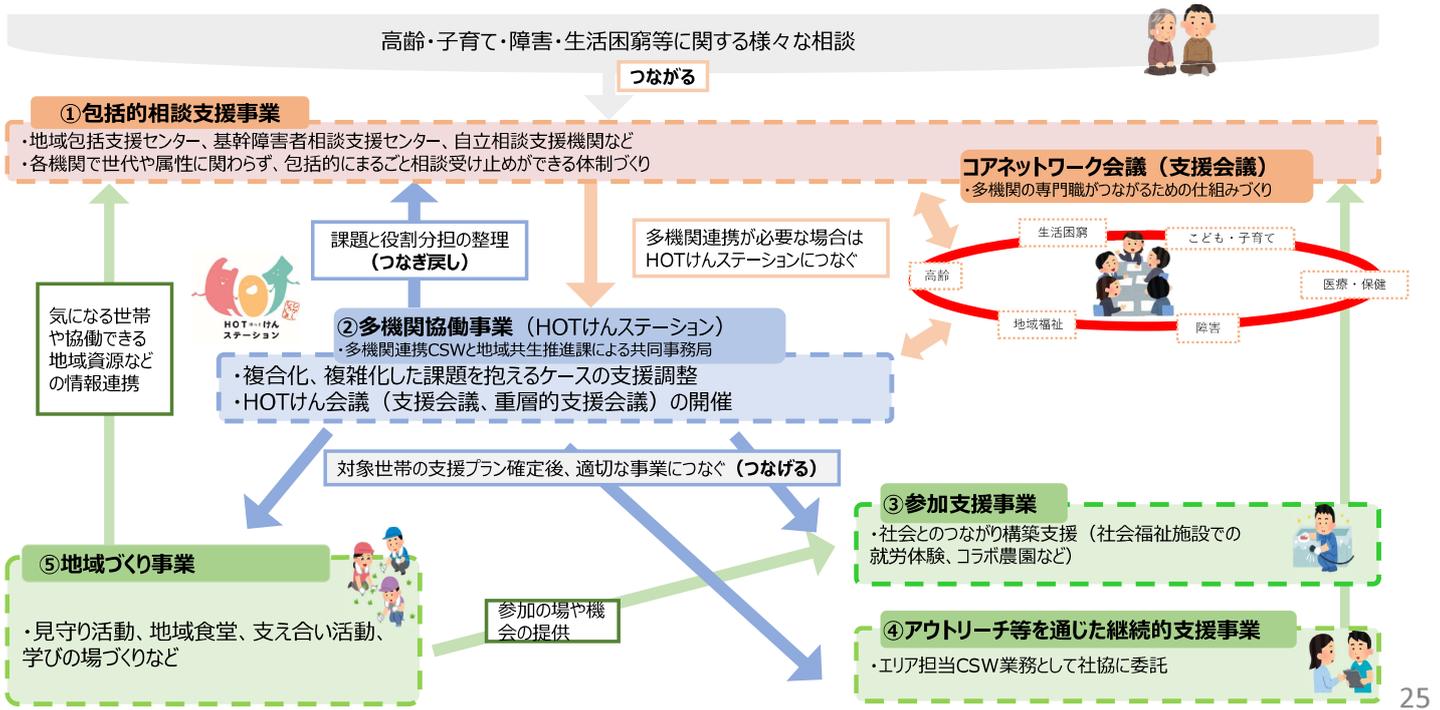
・ CSW (コミュニティソーシャルワーカー) は、地域において様々な生活上の課題を抱える個人や世帯に対する「個別支援」と、地域住民がクラス生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」をチームアプローチによって展開する専門職。
 ・ 本市には、以下の12名をCSWとして配置。



担当	人	主な業務	重層事業での役割
地域調整CSW	1	①業務の総括 ②市との調整役	全体の総括
多機関連携CSW	1	①複合化・複雑化した課題を抱える世帯への支援調整 ②エリア担当CSWへの後方支援	多機関協働事業 包括的相談支援事業
エリア担当CSW	10	①コアネットワーク会議の企画・運営 ②気になる世帯への訪問・声掛け ③地域支援 (居場所づくり、支え合い活動等の立ち上げ支援)	包括的相談支援事業 アウトリーチ事業 地域づくり事業

※エリア担当CSWは各日常生活圏域を担当、また生活支援体制整備事業のSC (生活支援コーディネーター) を兼務 (それぞれ0.5人役、併せて1人役)

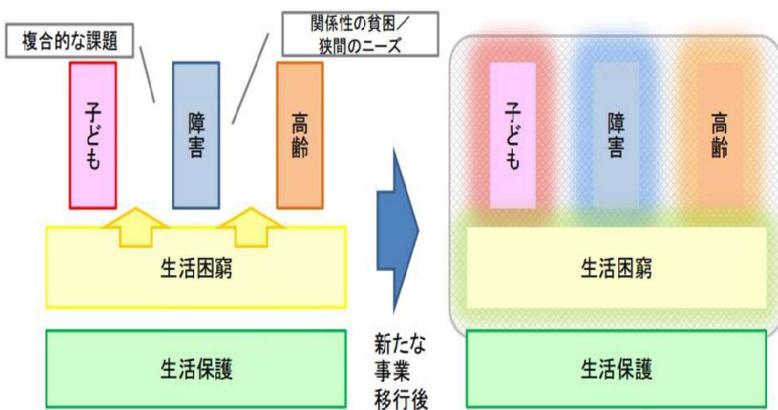
(3) 重層的支援体制整備事業 (法第106条の4) の全体像



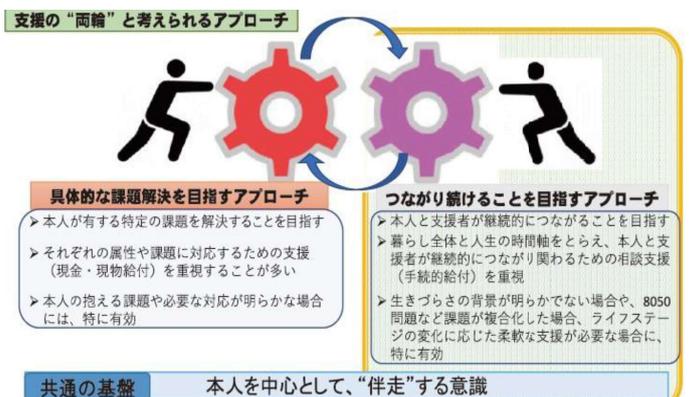
(4) 重層的支援体制整備事業の基本的な考え方

- ・一括して交付金を交付することで、相談支援員が分野を横断して支援できる仕組みを構築 ((4)-①)。
- ・課題解決を目指すアプローチ (現金、現物給付等) だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ」の重要性を明記 (表(4)-②)。

(4)-① 重層的支援体制整備事業の考え方



(4)-② 支援の両輪イメージ



資料：令和5年度厚生労働省

(5) 地域における専門職のつながり (コアネットワーク会議)

- ・日常生活圏域ごとに、各相談機関の職員が情報共有・事例検討を行う「コアネットワーク会議」を開催（毎月1回）。本会議により、各ケースの役割分担などを確認。
- ・社会福祉法上の支援会議に位置づけることで、守秘義務の問題をクリアしている。



チームアプローチ

- ・互いの業務内容や特徴を学ぶ（顔見知りになろう！）
- ・気になる事例、今後支援が必要と予想される事例を共有

職員の育成、孤立防止

- ・異なる分野のメンバーから専門職の立場で意見を得ることができる（支援者支援）

伴走する支援・地域と協働する視点の醸成

- ・定期的な振り返りによって、ケースへの理解を深めつつ関わりを維持

地域の特徴に応じたメンバー構成

- ・一部の圏域ではSSW（スクールソーシャルワーカー）、生涯学習推進員、消防職員等が参加

(6) CSWによる地域づくり事業

- ・エリア担当CSWは、各地域の様々な活動の立ち上げ支援を実施。

CSWの取組例

・子ども食堂の立ち上げ

「子ども食堂や地域食堂を始めてみたい！」という相談があれば、一緒に考え、活動できるようサポート。

※写真は「SATO☆まきばのばんごはん」（西条・田口）の様子



交え合う
学び合う

・住民同士の支え合い活動

「ゴミ出しや電球交換・・・年をとると、しんどいよね」

こんな声をもとに、住民同士の支え合い活動を始める取組みを支援。

※写真は「（高美が丘）6丁目ニコニコお助け隊」（高屋）の結成時のもの。

1回300円の利用料で、隊員が高齢者や子育て世代のサポート



助け合う
気にかける

・居場所づくり

「誰でも気軽に立ち寄れて、楽しく過ごせる場所があったら・・・」

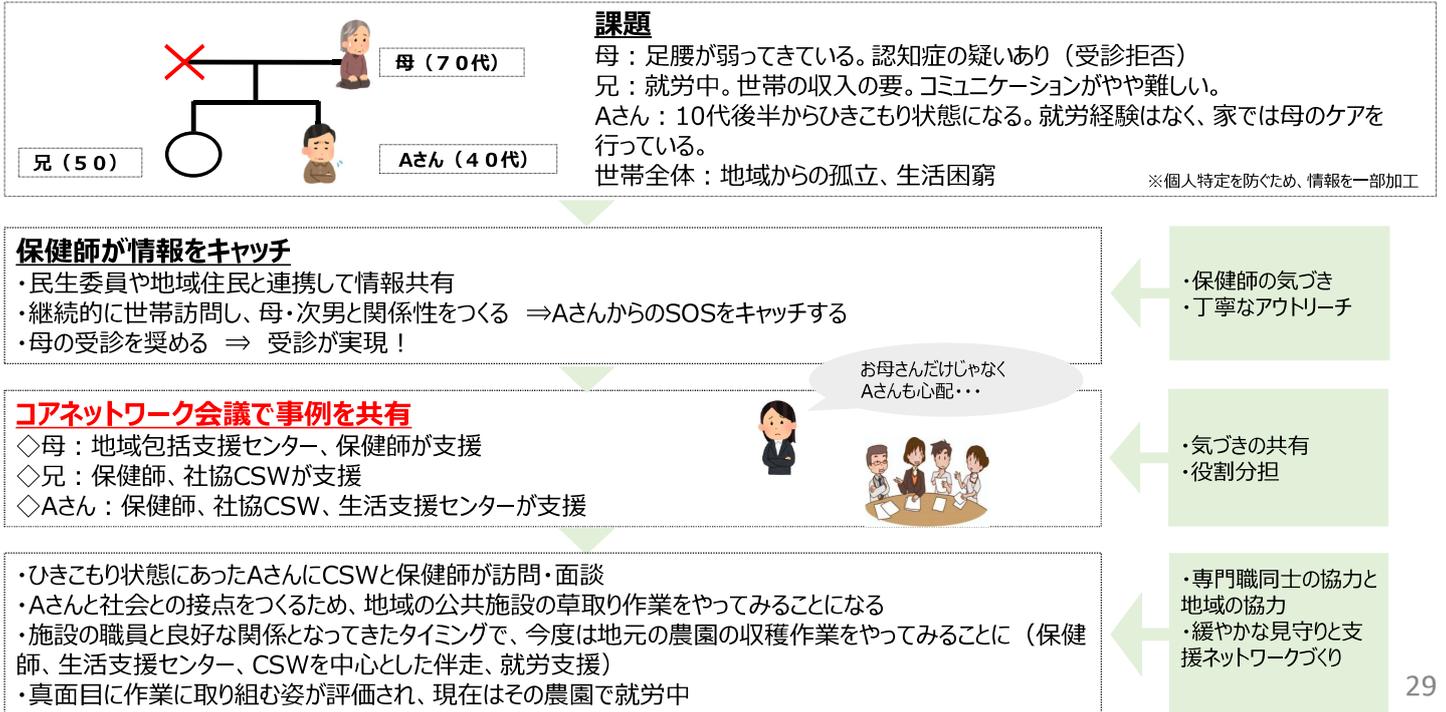
こうした声から、地域の居場所づくりを支援

※写真は「つむつむ隊（黒瀬）」の様子。地域の子どもを地域で見守り、育てていくための居場所づくり



出会う
ぶれ合う

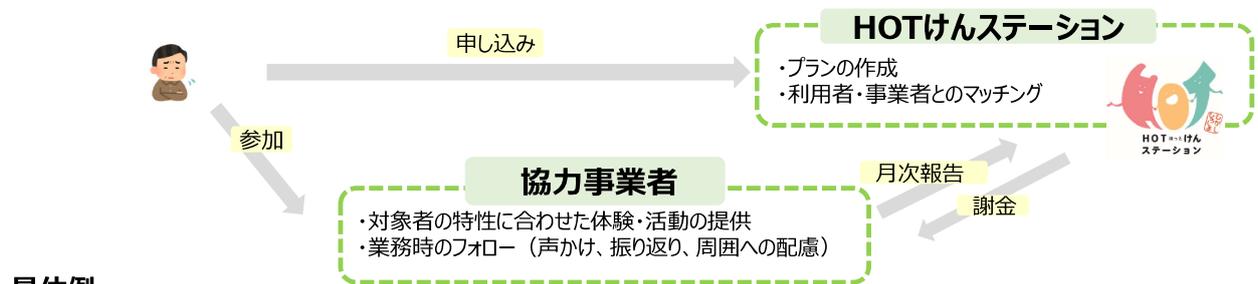
(7) チームアプローチによる支援の例



29

(8) 参加支援事業

・様々な事情により社会との接点が希薄な方には、既存の支援制度だけでは十分に支援できないことが多い
 ・必ずしも就労のみをゴールとするのではなく、個々人のペースに合わせた社会参加を支援するための事業



具体例

利用者	Aさん（20代の男性、家族と同居）
課題	・中学生の頃にいじめに遭い不登校となる ・その後はひきこもり状態となり、ほぼ外出もなく同居する母親との会話もできなくなってしまう
経緯	・2019年から生活支援センター（就労準備支援）を利用しようとするも、利用に至らず ・生活支援センター職員やCSWが継続的に訪問（アウトリーチ支援）し、本人との関係を構築 ・しばらく停滞していたが、徐々に本人が自立に向けた生活環境の改善に意欲を示すようになる ・まずは参加支援で緩やかな社会との接点をつくることになる
体験	・地域活動支援センターの行事運営の補助（週一回程度）
現状	・本人の就労に対する意欲が高まったため、数回の面談を経て、再度就労準備支援につなぐ。（終結）

30

(9) 様々な形の参加支援事業

- ・当事者の抱える課題が多様である以上、参加支援の形も多様である必要がある。
- ・多様な参加支援を継続的に進めていくためには、地域や多様な主体との連携が必須。



写真：コラボ農園の様子

不登校やひきこもり状態にある方などが、社会とつながるための第一歩となるよう、地域住民の協力を得て、誰でも参加できる農園を運営。収穫した野菜は地域食堂等で活用するほか、ノフクマルシェにも出品。

写真：コミュニケーションプラス（コミュプラ）の活動の様子
小学校・中学校時代に不登校経験のある高校生等のグループが、保健師やSSWと一緒に、自己表現を通して自分自身に自信を持ってもらうための活動を継続

(10) 情報発信

- ・当事者の抱える課題が多様である以上、参加支援の形も多様である必要がある。
- ・多様な参加支援を継続的に進めていくためには、地域や多様な主体との連携が必須。

広報紙



本写真(2021.9月号)は全国広報コンクール
入選作品 (福富・みんなですごそう正覚寺)

特設サイト「シアエル」



⇒「シアエル」で検索！！

地元メディア



⇒「まるひネット」で検索！！

1 なぜ「地域共生社会」なのか（国・本市の現状について）

2 本市のこれまでの取組み

3 包括的な支援体制の整備

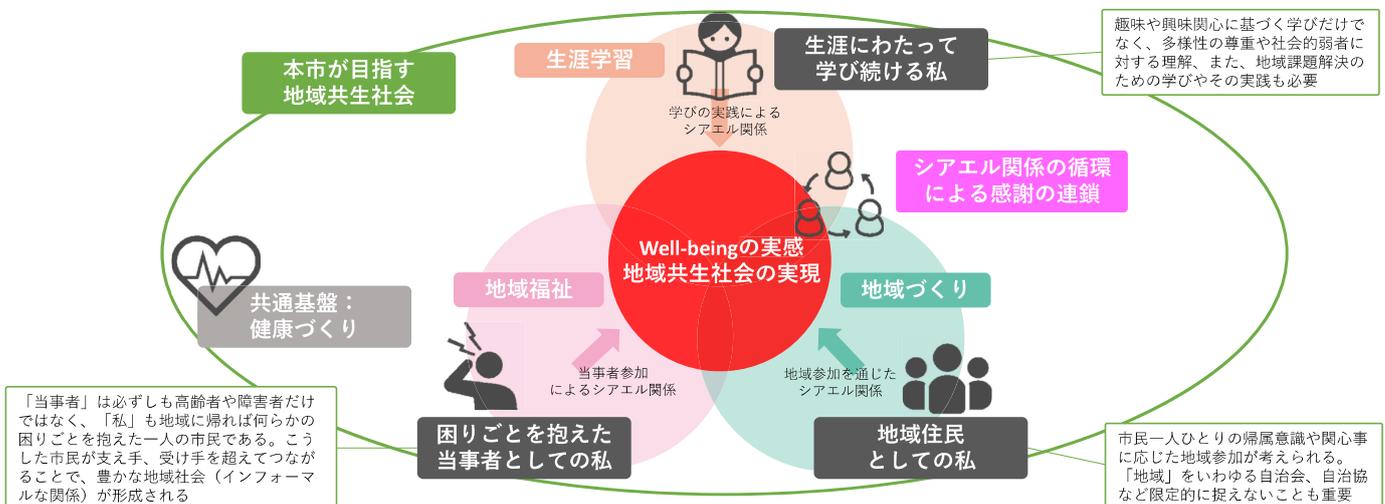
4 「シアエル関係」によるWell-beingの実現

5 ご質問と回答



(1)本市が目指す地域共生社会（広義・イメージ図）

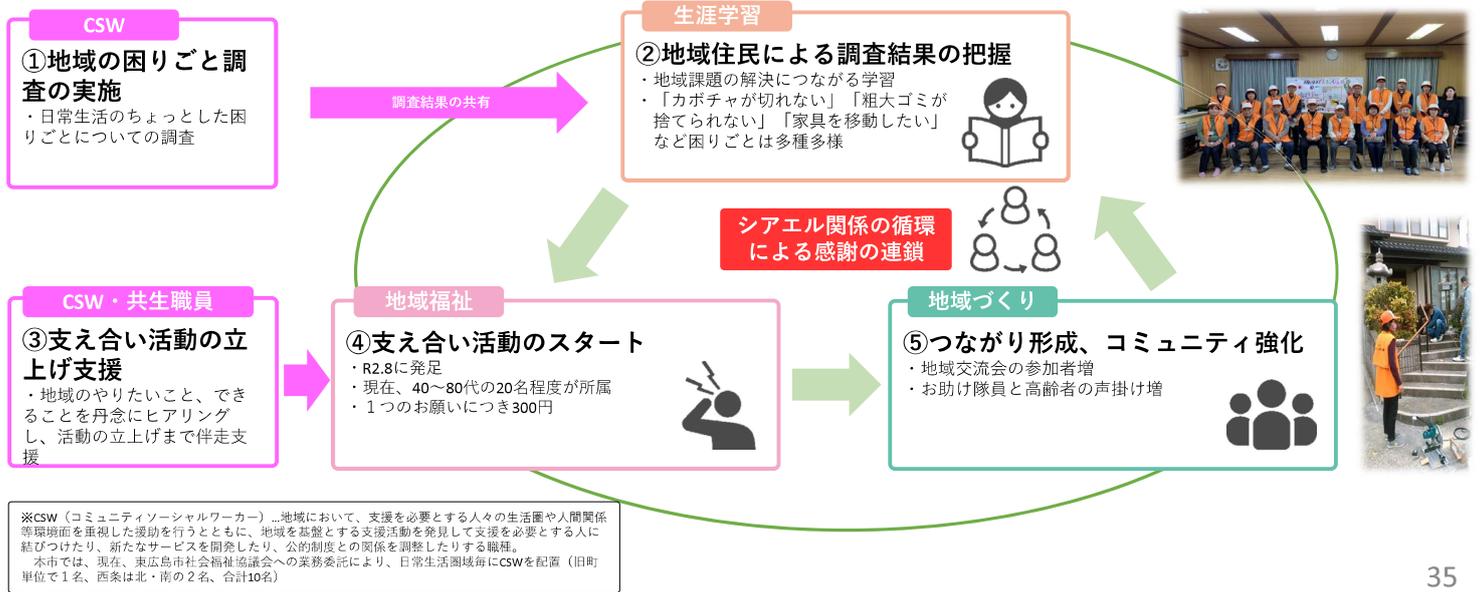
・地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、学び合い、支え合い、感謝し合えるなどの「シアエル関係」を構築することで、生きがいを持って安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現し、市民一人ひとりのWell-being（幸福感）が増大する。



※この図は、広く生涯学習（学び）と地域づくり（地域活動）、地域福祉の関係を表しているものであり、特定の所属を示しているものではない

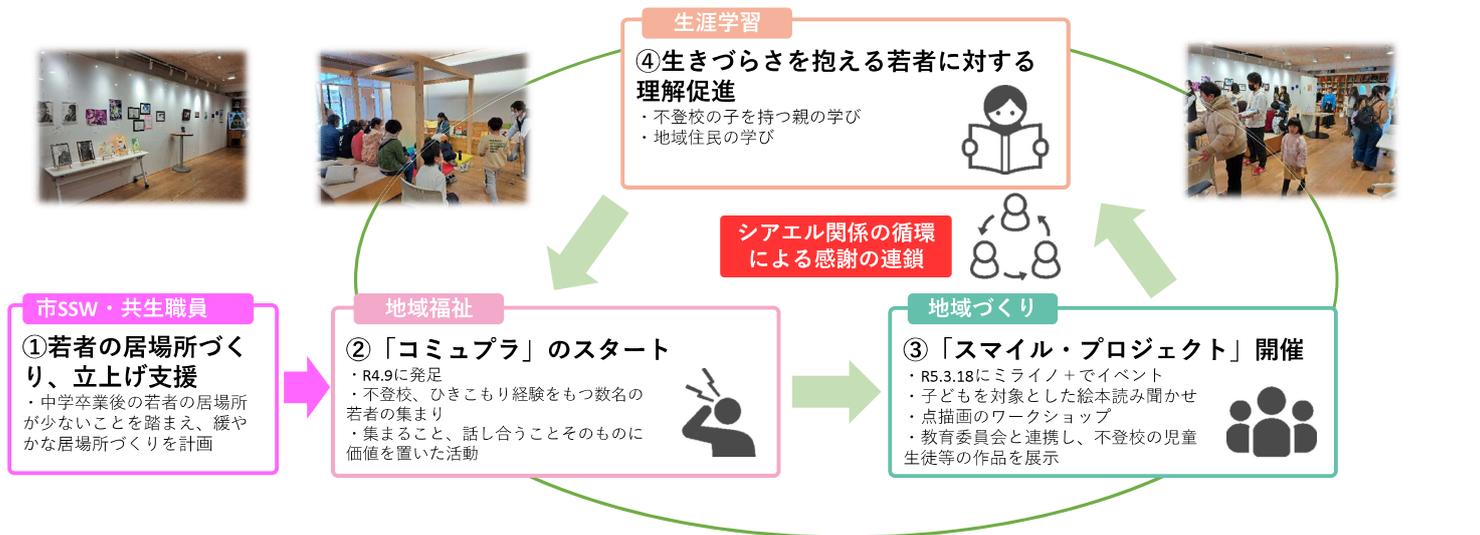
高美が丘6丁目ニコニコお助け隊

・高美が丘6丁目における地域の支え合い活動であり、地域活動のきっかけづくりや立上げ支援に社協CSW※や市職員が関わったケース。

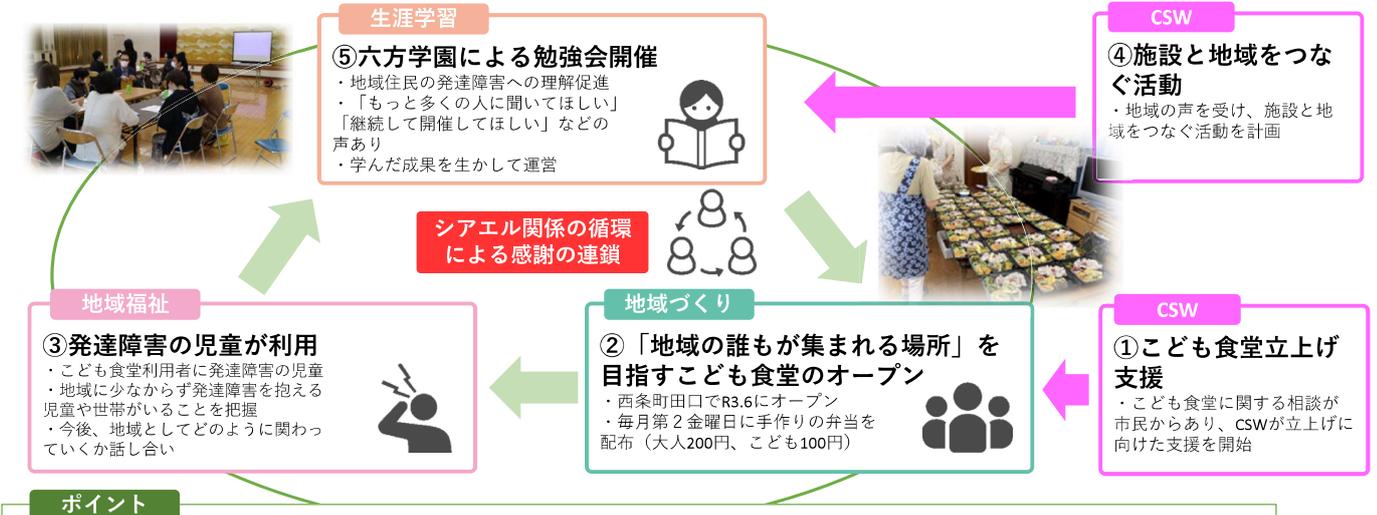


コミュニケーションプラス（コミュプラ）

・不登校やひきこもり経験をもつ若者の居場所としてR4に立上げ。立上げ、運営支援に市スクールソーシャルワーカー（SSW）や市職員が関わっているケース。



・「地域の誰もが集まれる場所」を目指し、こども食堂を立上げ。参加者に発達障害を抱える児童がいたことをきっかけに、六方学園による勉強会を開催、地域住民の学びにつなげている。



1 なぜ「地域共生社会」なのか（国・本市の現状について）

2 本市のこれまでの取組み

3 包括的な支援体制の整備

4 「シアエル関係」によるWell-beingの実現

5 ご質問と回答



(1) 地域共生社会の実現に向けた計画・施策の概要及び基本的な方向性について

番号	ご質問	回答
1	・本市における地域共生社会の実現に向けた計画及び施策の全体像と、各計画・施策がどのように関連しているのか、またその進捗状況について教えてほしい。	・概ね19～26ページでご説明。
2	・地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する方針について、現在までの成果と課題について教えてほしい。	・概ね27～32ページでご説明。 個々の課題については、 ①人材育成、啓発...無関心層への啓発が十分にできていない。 ②地域活動等の創出...日常生活圏域によっては、CSWが小地域圏域まで十分にに入れてない場合がある。 ③社会環境の整備...参加支援事業等による連携協力はいただいているが、好循環形成とまでは言い難い。 ④推進体制の構築...教育、子育て部門等とのさらなる連携。
3	・厚生労働省の資料によれば、地域共生社会とは「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義づけられているが、その実現のために市町村は何をしなければならぬのか。	・社会福祉法第106条の3に、「包括的な支援体制の整備」が自治体の努力義務として規定されている。
4	・様々な分野において、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、地域内の支援力が低下している状況があるが、市としてどう捉え、今後どのようにしていこうとしているのか。	・包括的な支援体制の整備により、市と地域が連携して支援体制を構築することが重要と考えている。

39

(2) 組織体制等について

番号	ご質問	回答
5	・令和2年度より、当時の社会福祉課自立支援係の中に「地域共生社会推進体制構築事業」担当として3人の職員が配置され、翌令和3年4月より社会福祉課から地域共生推進課へと組織替えが成されたが、このことの影響と、その狙いは何か。 ・また、これによって健康福祉部全体の仕事に対する意気込みにどのような変化があったか。	・社会福祉法改正により、包括的な支援体制の整備が努力義務となったことを受け、市として、いち早くこの体制を整備するために、令和3年度に組織の再編を行った。 ・このことにより、各課の取組みについても、包括的な支援体制の中に位置づけられていることの自覚が徐々に生じてきているとともに、所属間の連携も取りやすくなった。 ・また、所属名に「地域共生の推進」を掲げることで、今後、市として地域共生社会の実現を目指すとの強いメッセージを発信することにも繋がっている。
6	・組織替えから今年で3年目に入っているが、行政の役割としてどのように施策を展開され、どのような成果があったのか。また、事業執行においてどのような問題点があったのか。	・施策展開、成果については27～32ページでご説明。 ・事業執行における問題点は、包括的な支援体制の重要性が共有される一方で、個別ケースに関しては、伴走的支援まで至らないことがままあること。
7	・本市健康福祉部は、高齢者、障がい者、生活困窮及び医療保健等各部門に分かれ、地域共生社会の実現に向けた施策を推進されているが、市民の課題が複合化するなか、部門間の連携により一つの課題にチームとして取り組む仕組みはあるのか。	・概ね23～26ページでご説明。
8	・地域共生社会の実施体制として、社会福祉協議会に委託しているが、社会福祉協議会に委託する優位性はどのようなものがあるか。	・各世帯が抱える個別の課題から地域生活課題を捉え、地域の力を通じてこうした課題の解決につなげようとする、いわゆる「地域福祉」の推進は、社会福祉協議会が最も得意とする分野であり、かつ社会福祉法に規定する社会福祉協議会の役割としても位置付けられているため、社会福祉協議会への委託により実施することとしている。

40

(3) コミュニティソーシャルワーカー及び民生委員について

番号	ご質問	回答
9	・現状でのコミュニティソーシャルワーカーの充実度はどの程度か。また、民生委員との連携はうまくいっているのか。	・各CSWは、毎月の各地区民協定例会に出席するとともに、見守りサポーター研修等においても民生委員と一緒に実施しており、概ね連携ができていものと考えている。
10	・市民の架け橋となるのが民生委員だが、現状は、孤立化された人を見つけ出し、つながることが難しいように思われる。閉鎖的な社会が広がる今日、どこまで効力があり、どこまで踏み込んでいけるのか。	・民生委員・見守りサポーターの見守り体制や地域特性（中心部、周辺部）等によっても異なるが、孤立・孤独解消のために地域とのつながりは極めて重要であり、着実な取組みが重要であると認識している。
11	・孤立化しやすい人・助けを必要としている人が地域コミュニティに入ることを躊躇することも多いと感じるが、その際に、民生委員はどのように関わりを進めているのか。	・地域から孤立化している人に、誰がアプローチするのが望ましいかということはケースによって異なり、必ずしも民生委員（地域の方）とは限らないと考えている。 ・民生委員等から連絡を受けた包括支援センターや保健師、CSW、関係機関などがファーストコンタクトを取るケースも多い。

(4) その他

番号	ご質問	回答
12	・「多様で複合的な課題を有する生活困窮者や障害者」にはどのような実例があるか。	・29ページで一例をご説明。
13	・「市民生活を支えるセーフティーネット」にはどのようなものがあるか。	・23～26ページでご説明。
14	・「インフォーマルな助け合い地域活動」にはどのようなものがあるか。	・28ページなどでご説明。
15	・地域活動の参加率の現状は。また参加率を目標数値まで上げていくための施策にはどのようなものがあるか。	・市民満足度調査では、令和4年度は16.2%となっている。近年、減少傾向にあるが、コロナ禍による活動控えが主な要因と考えている。 ・参加率向上の取組みとしては、CSWが実施している地域の見守り活動、支え合い活動などがある。
16	・高齢化率の上昇や支援ニーズの複雑化に対応するためには、これまで以上に福祉人材の確保に努める必要があるが、本市の現状はどのようになっているのか。 ・またどのような課題があるのか。	・たとえば令和4年度に実施した介護に関する調査では、サービス事業者のうち約半数が介護福祉士について不足感があると回答している。同様に看護師・准看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）なども不足感が高い。 ・人材確保の課題として、約75%の事業所が「求人を出しても応募がない」と答えており、市に希望する取組みとしては、潜在有資格者（現在働いてない有資格者）の再就業促進がもっとも高くなっている。

児童は、人として尊ばれる
児童は、社会の一員として重んぜられる
児童は、よい環境の中で育てられる
(児童憲章)



地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。(社会福祉法第4条第1項)

東広島市健康福祉部地域共生推進課
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL: (082) 493-5621
hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp



文教厚生委員会行政視察報告

日程：令和6年1月12日（金）

視察先：社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（東広島市西条町土与丸 1108）

参加者：【委員会】玉川委員長、景山副委員長、山田委員、下向委員、岩崎委員、貞岩委員、北林委員 事務局随員2名

【相手方】東広島市社会福祉協議会

松尾会長、梶永常務理事兼事務局長、邑岡地域福祉課長兼地域調整 CSW

岡村地域福祉課課長補佐兼1層コーディネーター、

伊藤相談支援係長兼多機関連携 CSW、木建2層コーディネーター（黒瀬）

エリア担当 CSW 先家氏（西条北）、横藤田氏（西条南）、中東氏（八本松）、

前田氏（志和）、山本氏（高屋）、森氏（黒瀬）、兼森氏（福富）、

原氏（豊栄）、鈴木氏（河内）、高村氏（安芸津）

◆調査事項

「包括的な支援体制の整備に向けたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動内容と課題等について」

視察の目的

今期の文教厚生委員会では、「地域共生社会の実現について」をテーマに所管事務調査に取り組んでいる。

本市においては、令和2年度に東広島市地域共生社会推進本部を設置、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置し、同年度末には「東広島市地域共生社会推進条例」を制定した。令和3年度及び令和4年度にはCSWを増員し、包括的な支援体制の整備を進めており、CSWの業務については東広島市社会福祉協議会に委託している。

地域において様々な生活課題を抱える個人や世帯に対する「個別支援」と、生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」を一体的に進める専門職であるCSWは、包括的支援体制整備の中核的役割を担っていることから、現場のCSWの声を直接聞き、所管事務調査の参考とするため、視察を行った。



視察内容

1 地域共生社会とは

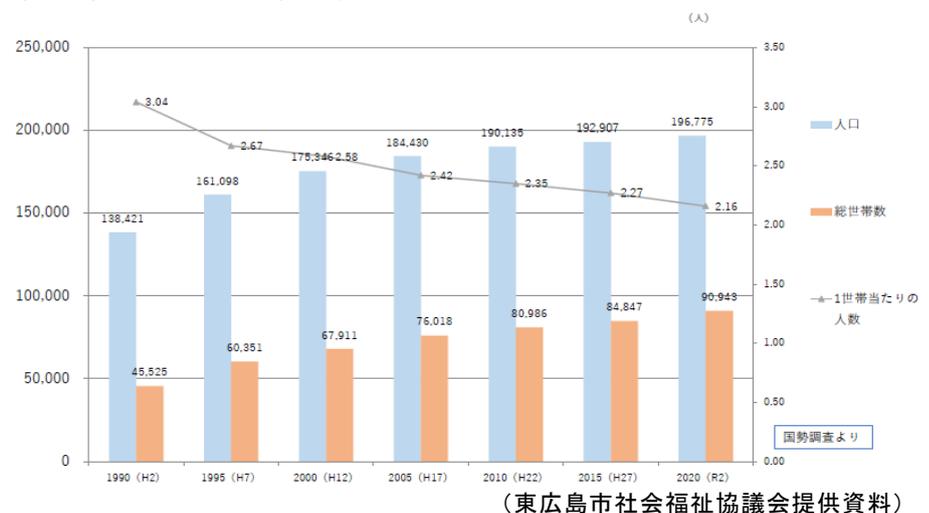
(1) 地域共生社会の仕組みが必要になった背景

日本の総人口は、2006年をピークに減少しており、核家族世帯や共働き世帯、単身世帯が増加している。東広島市においても、中心部では人口が増え世帯数も増えているが、1世帯当たりの人数は減っている（下図）。

日本では、公的な制度が整備される以前から、地域の支え合いや家族同士の助け合いによって地域社会が成り立っていたが、こういった社会情勢の変化に伴いこれらの機能が低下していく中で、地域で孤立する人が増え、ゴミ屋敷、8050問題、ひきこもり等の様々な課題が絡み合った複合的な課題が多くなっている。

これらの複合的な課題に対して、従来の縦割りの公的支援では支えきれない状況となっていることから、社会福祉協議会や専門職が地域と一緒に行動していく新たな仕組み、いわゆる地域共生社会の実現が求められている。

東広島市の人口・世帯の推移



(2) 社会福祉法における規定の概要

平成29年及び令和2年に改正された社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けた取組みが規定されている（次ページ図）。

目的である「地域共生社会の実現」に向け、地域住民、社会福祉協議会等の専門職、そして行政を「地域福祉の推進主体」として、連携して「地域生活課題の解決」に取り組むこととされている。そして地域生活課題の解決のために「包括的な支援体制の整備」を住民参加と官民協働で進めることが努力義務とされ、その手段の一つとして「重層的支援体制整備事業」が規定されている。

重層的支援体制整備事業については、包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ（訪問）などをしなさいということが書いてあるが、これは従前からの社会福祉協議会の役割そのものであり、社会福祉協議会としては当然のようにやっていることである。国がこの法律をつくる際に言われているのが、縦割りの制度ののりしろを広げ、それぞれの専門分野を活かして重なり合わせた支援ができるようにしていかないといけないということであり、そこが行政に求められている部分であると考えられる。

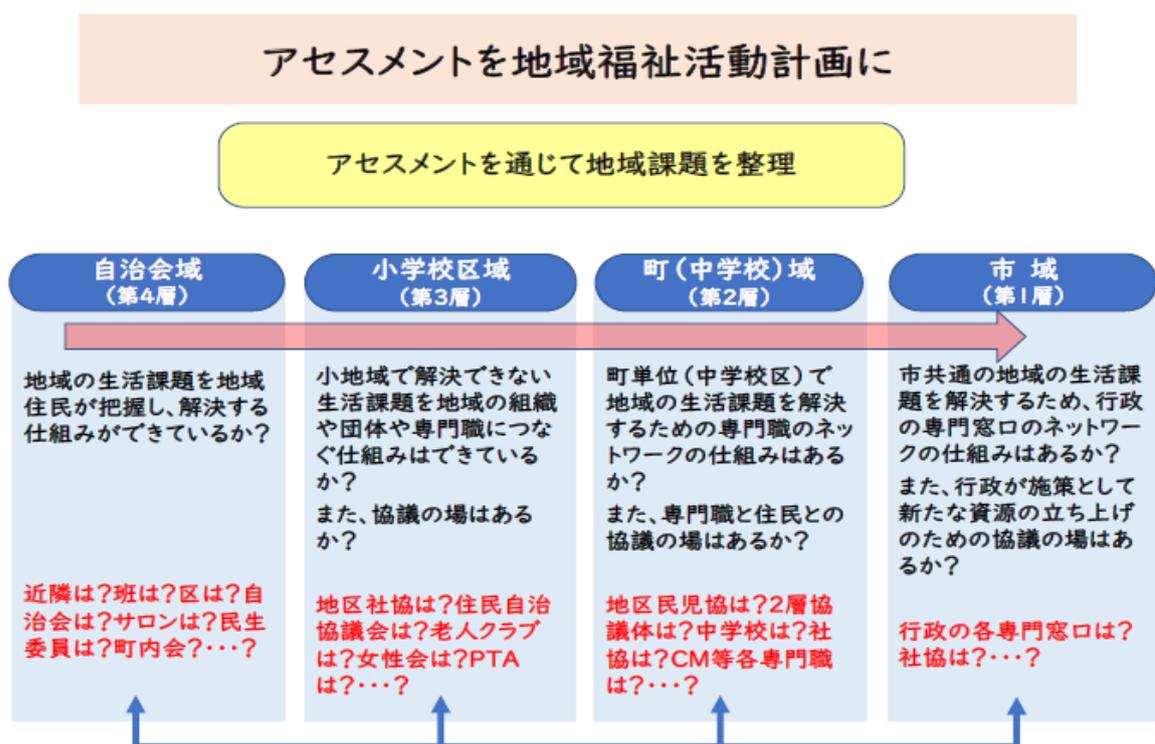
2 地域共生社会の実現に向けた社会福祉協議会の取組み

(1) 支援体制及び取組みの方向性

- ・東広島市では現在、エリア担当CSWを各日常生活圏域1人ずつの計10人、地域調整CSWを1人、多機関連携CSWを1人配置しており、全体で12人体制となっている。
- ・取組みの方向性としては、小地域圏域では住民のつながりをつくり地域課題を発見・解決していく仕組みを、日常生活圏域ではその発見した課題を専門職が共有して地域と一緒に解決していく仕組みをつくり、それでも解決できない課題は行政も共有して一緒に地域に入っていくとともに、市域全体の課題についてはその解決に向けて施策化していく。これらの取組みを包括的に進めることで地域共生社会の実現を目指す。

(2) 社会福祉協議会の取組み

- ・社会福祉協議会の役割として、小地域圏域及び日常生活圏域での取組みを推進するために、まず地域の状況を把握してアセスメントを行う必要があることから、令和2年度に、10の日常生活圏域で、地域担当職員だけではなく所属長や他部署の職員、市の地域共生担当職員も参加してヒアリングを行った。このヒアリングを通して、これまではいろいろな居場所や活動の支援をひとくくりに地域福祉と捉えていたが、それぞれがどの階層に当たり、各階層でどのような機能が必要なのか、そしてそれらをどうつなげていくのかを考えていかなければならないということに気づかされた。その気づきを踏まえてアセスメントを行い、自治会域（第4層）、小学校区域（第3層）、町域（第2層）、市域（第1層）の4つの層における地域課題を整理した（下図）。

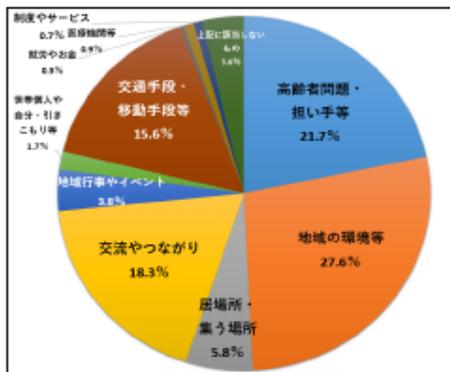


(東広島市社会福祉協議会提供資料)

- ・アセスメント結果を踏まえ、令和3年度には各小学校区域において地域懇談会を開催。地域の現状について話を聞き、それぞれの地域の生活課題や望んでいることを把握した（下図）。この懇談会の開催に当たり、CSW自身も新たな組織や団体・個人とつながることで、地域を見る視点の広がりを感じたところである。

地域懇談会から見えてきたもの

日常生活圏域	参加者数	開催数
西条北	101人	6回
西条南	103人	6回
八本松	85人	5回
志和	47人	3回
高屋	82人	5回
黒瀬	83人	6回
福富	41人	3回
豊栄	72人	6回
河内	47人	3回
安芸津	71人	6回
合計	732人	49回

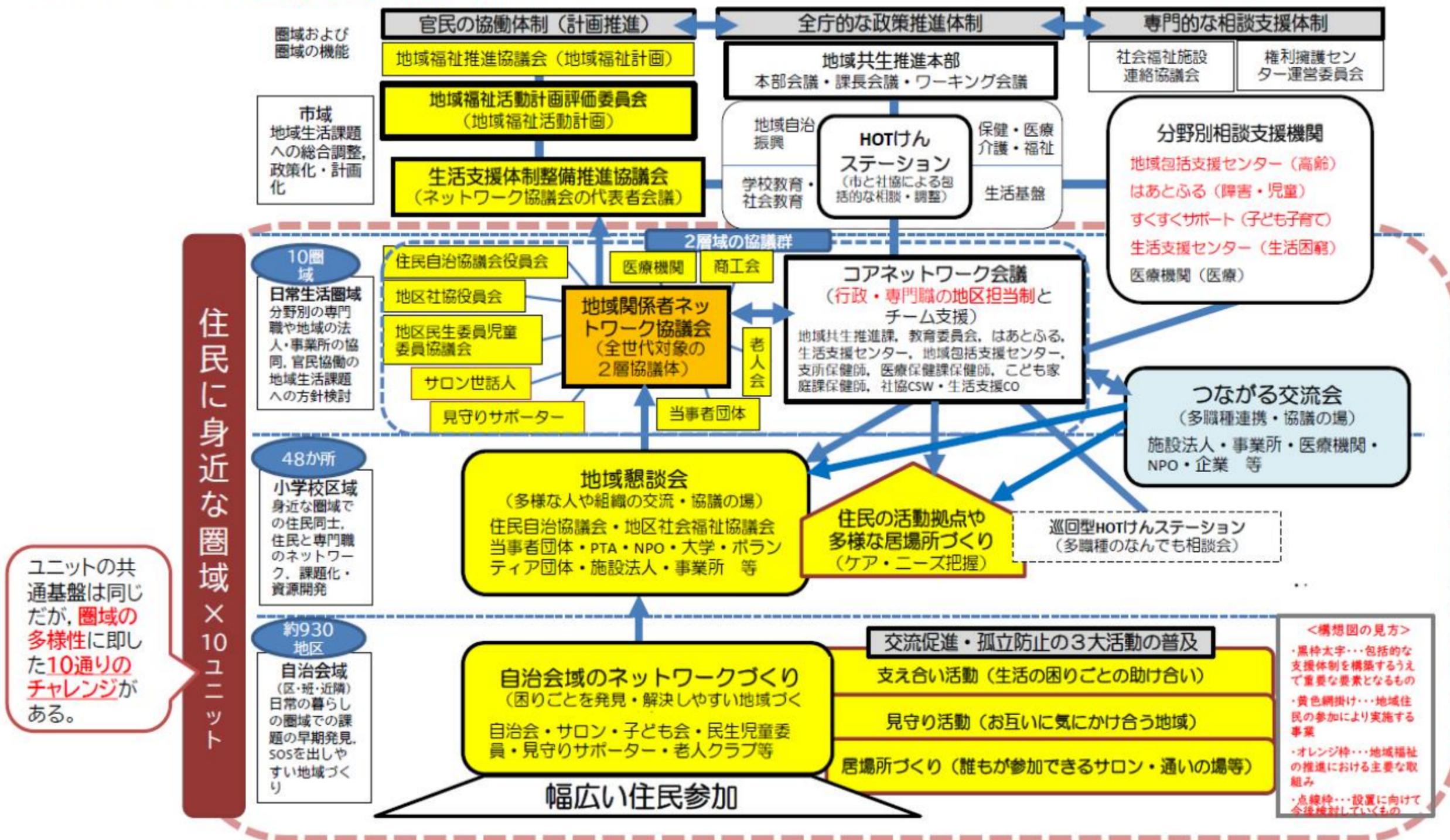


1. 地域の環境等…27.6%
2. 高齢者問題・担い手等…21.7%
3. 交流やつながり…18.3%
4. 交通手段・移動手段…15.6%
5. 居場所・集う場所…5.8%
6. 地域行事やイベント…3.8%
7. 世帯個人や自分・引きこもり等…1.7%
8. 医療機関等…0.9%
9. 制度やサービス…0.7%
10. 就労やお金…0.3%

（東広島市社会福祉協議会提供資料）

- ・アセスメント及び地域懇談会を経て、令和4年3月に「第4次地域福祉活動計画」を策定。この計画の中で、包括的支援体制の構想図を作成している（次ページ図）。
- ・CSWの活動で特に力を入れているのは自治会域から日常生活圏域である。
- ・自治会域においては、地域のつながりの希薄化、孤立という課題があるため、まずはつながりをつくり、その中から活動を展開していくところをメインに考えており、令和5年度は特にその仕組みづくりに力を入れている。自治会域では、皆が話をしながら新たな仲間づくりができる居場所をまずつくり、その話し合いの中から住民同士の見守り・支え合い、また専門職も入れて一緒に課題を解決していくことができるネットワークを構築していくことを目指して取り組んでいる。
- ・小学校区域においては、地域懇談会を通して自治協以外の組織や団体にも集まってもらい、地域の状況を確認しながら新たな仕組みをつくっていく。
- ・日常生活圏域においては、各分野の専門職が同じ課題を共有し、役割分担しながら一緒に取り組めるような仕組みをつくっていくため、コアネットワーク会議を毎月開催しているところである。

地域を基盤とした包括的な支援体制構想図(東広島市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画2022~2026)



(東広島市社会福祉協議会提供資料)

3 質疑応答・意見交換

【CSWの連携】

Q エリア担当CSW・多機関調整CSW・地域調整CSWの連携スキームはどのようなになっているのか。

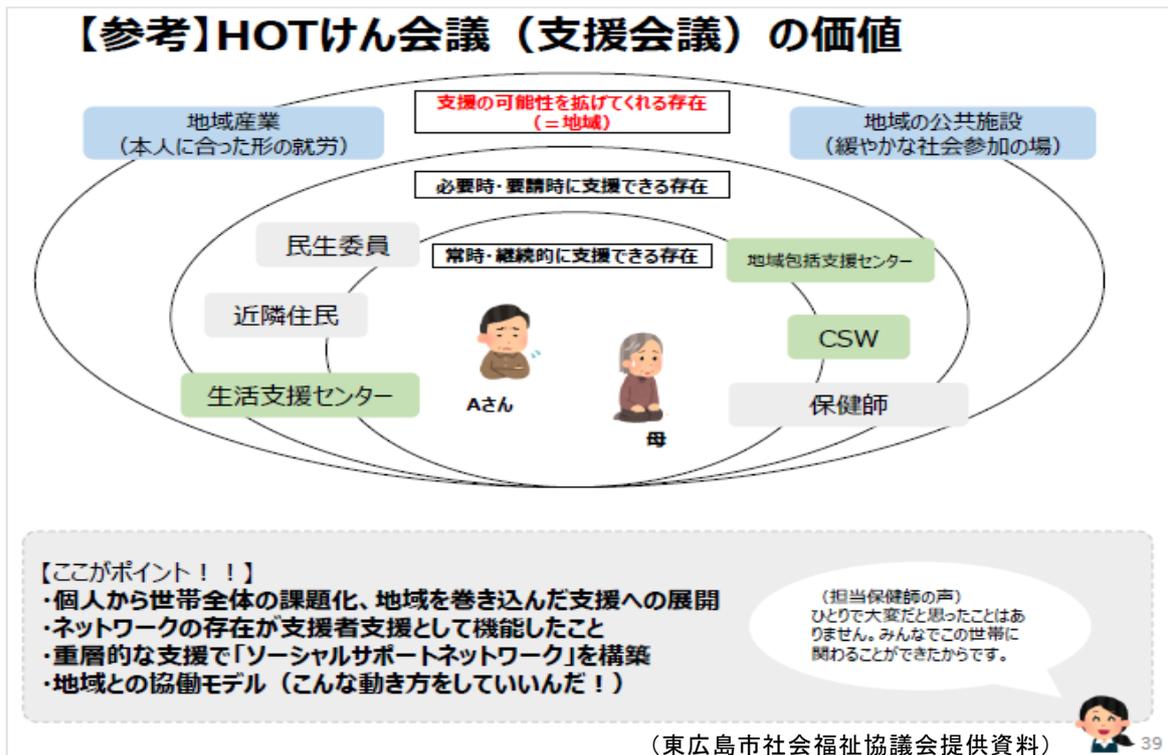
A エリア担当CSWは自治会域から日常生活圏域までを担当している。多機関連携CSWは、必要な機関を集めて調整する（HOTけん会議等）。ひとつの課題に対し、個人だけではなく世帯全体、地域全体を見て、そこに何が関わったらいいかを調整し、個人や世帯に対する支援者をどう増やしていくかという視点で解決に向けて取り組んでいく。最近、住民と専門職のつながりはできてきているが、必要な行政や関係機関とあまりうまくつながっていないという現状があり、そこを解決する役割を担っている。地域調整CSWは自治会域から日常生活圏域までの各エリアの状況を把握するとともに、市とも協議していきながら全体をまとめていく役割である。

Q 具体的に連携した事例があれば紹介してほしい。

A ・昨日1回目の調整会議を開いたケースでは、8050問題、生活困窮、支援拒否という複合的な課題を抱えていた。こういった場合、それぞれの課題に関わる専門職の間でゆるやかな押し付け合いが起こることがあり、全体をなんとかするためにどこを糸口に支援していくかを調整するためにHOTけん会議を開く。その中で、多機関連携CSWは行政や専門職等と連携しながら支援策を探っていく。エリア担当CSWは地域住民や民生委員等から情報を集めるとともに、日常的な業務の中で地域に受け皿を作っていく。複合的な課題を抱えた世帯は地域で孤立していることが多いため、最終的には地域とつながっていくための地域づくりを行っている。

・複合的な課題を保健師が把握して支援につながった例もある（次ページ図）。

この世帯のAさんは高校中退後ずっと引きこもり状態であり、母は認知症、兄は就労しているがややコミュニケーションが難しいという状況であった。まず日常生活圏域のコアネットワーク会議で役割分担を決め、母は地域包括支援センターと保健師、兄は地域担当CSW、Aさんは地域担当CSWと生活支援センター、保健師を中心に関わっていくこととなり、この世帯のことを心配していた地域住民も一緒に情報共有して支援していくため、HOTけん会議を開催して状況把握や役割分担を行った。最終的には認知症がかなり重かった母は入院、引きこもりだったAさんは就労までつなぐことができた事例である。



【民生委員との関わり】

Q 民生委員も情報量が少ないという声も聞くが、民生委員との関わりはどうか。

A CSWが地域の中で一番頼るのは民生委員である。確かに民生委員の中には情報を知っていても入れない方や情報を知らない方もいるが、必ず一員として関わってもらっており、HOTけん会議にも入ってもらうこともある。しかしながら、民生委員だけの負担が重くなってしまったり手がいなくなったりという違う問題にもなってくるため、民生委員を支える仕組みとして地域の中で見守り会議というものがあり、エリア担当CSWが地域の見守りサポーターを中心に主に自治会域で見守り会議を進めている。

【CSWの活動実績の事例】

Q それぞれの担当地域で、CSWの活動実績と言える事例を紹介してほしい。

A ・西条北地域では、令和5年10月から安芸国分寺で居場所を立ち上げた。令和4年に中学生が電車で飛び込んだ事故を受け、若い人の心の拠り所となるような居場所づくりが必要ではないかと考えた住民の方が、市長から黒瀬町等の事例を聞いて見に行き、自分の地域でもできないかとエリア担当CSWに相談されたのがきっかけであった。住民自治協議会の福祉部会や地区社協の方など地域住民の皆さんを集め、この地域はどんなところかということから話し合い、子どもを中心として親世代も交流できる居場所ということで立ち上げるようになった。特に何をするとすることは決めておらず、それぞれの方が自分の得意なことを披露した

り、好きに過ごしてもらえる場所にしようということになっており、現在月1回開催している。立ち上げ以降、発達障害のある子どもの参加についての相談や、ひきこもりの方の支援をしている専門職の方からの問い合わせなどがあり、立ち上げ前には把握していなかった声が居場所を作ったことで届くようになった。

- ・高美が丘では、地域の見守り対象者を回る中で困りごとが増えており、各地域でお助け活動ができないかと民生委員から相談があったことから、通いの場で地域の課題を把握し、生活支援活動を立ち上げることになった。自治会を巻き込みながら、買物の状況についてのアンケートを取るなどして地域の現状を把握したり、団地の住民は前期高齢者が多くこれから後期高齢者が増えるといったデータを見て不安を感じるなどして、民生委員が中心となって各地区で順次活動が始まっている。
- ・令和3年度から、子ども食堂の立ち上げが増えている。子ども食堂は貧困の子どもたちの支援というイメージがあるが、最近はそうではなく、地域食堂として誰でも来ていい居場所づくりが目的となっており、現在市内で19の子ども食堂がある。どこの地域でも担い手不足が課題となっているが、やる気のある担い手がたくさんいるのが子ども食堂・地域食堂だと感じている。立ち上げにはCSWも関わって地域との連携、民生委員との連携につなげながら取り組んでおり、こういったところで地域のいろいろな課題を拾っている。
- ・豊栄でも現在子ども食堂の立ち上げに向けた準備を進めており、今月1回目の食堂を開催する予定。高齢化率が高い地域なので高齢者を支えることに話がいきがちだが、コロナ禍以降、学校に通いづらい子どもが増加傾向にあることや、地域の中で子どもたちが交流する場がないという話から出てきたものである。今は子ども食堂として子どもやその親が集える場所を目指しているが、将来的には対象を限定せずに地域の誰もが集まり繋がりあえるような場にしたい。そういう場にはいろいろな情報が集まるので、そこから必要な支援につなげていけるようになればと考えている。

【社会福祉協議会の人脈の活用】

Q 地域によって取組み状況には差があると思うが、現状として、

ア) 地域に入れてうまくいっている地域

イ) 地域に入ればうまくいきそうだが人的要因により地域に入れない地域

ウ) 地域に入ってもうまくできない地域

の3つに分けた場合、それぞれの割合はどれくらいか。

A 住民主体でつながりを作っていくことに取り組んでいる。地域に入っていく際にこちらから仕掛けると押し付け感が生じ、どこが主体になるのかという話になるため、地域の皆さんが地域の課題を感じて声が上がったところに入っていくことが多いのが現状であり、なかなかこの割合を出すのは難しい。

- Q 地域づくりの支援をしていくうえでの社会福祉協議会の強みとして、住民自治協議会などの新しい人脈ではなく、地区社協やサロンなど元々の人脈があり、そういったところからの情報が入ってくるのが大事だと思うが、そのあたりはうまく引き出せているのか。
- A エリア担当CSWは、まずは自治協や地域サロンなどいろいろな場に行って地域に顔を覚えてもらうことが重要である。一年かけて人脈をつくり、そこから住民と話をしていく中で何が必要なのかを見いだしていくため、どんどん地域に出て行く必要がある。一方で、地区社協が敬老会のための団体になってしまっているなど、既存団体の活用は地域アセスメントの中でも課題として挙がっており、そういう視点が抜けていたところはたしかにある。地域の課題解決のため、必要な団体と協力しながら一緒に考えていくということに現在取り組んでおり、既存団体も様々な話し合いの場できつつあるところである。また学校に入って行って福祉教育をしたり、地域の居場所に先生も参加してくれたりといった、学校との連携の取組みも少しずつ進んでいる。

【CSWの人員体制及び人材の育成・確保】

- Q CSWは地域のいろいろな活動に関わっているが、人員は今の体制で足りているのか。
- A 今の体制では足りていないと考えている。CSWは地域の人に顔を知ってもらい人間関係で動く仕事であり、1地域に担当1人では代わりがない。せめて1.5人、できれば2人体制が取れば非常に助かる。また、地域の会議やイベントで土日や夜間の勤務も多いが、若いCSWが多く子どもや家庭を置いて仕事に出てもらっているというのが現状であり、そういう意味でも1人でも増やしてほしいという思いは持っている。
- Q 地域によって人口規模がかなり違うのに1人ずつの配置となっているが、当初どのように考えて配置したのか。
- A ・日常生活圏域ごとに1人ずつでやってみるということだった。地域によって特性があり、人口が少なければCSWも少なくてもいいということではなく、人口が少なくても関わる人たちが多ければ仕事は多い。例えば八本松地域は地区社協の活動が活発なのでその会議に出席するだけでもかなりの仕事量となる。地域特性に合わせた人員配置をしていきたいと思うが、なかなか理解を得られないのが現状である。
- ・社会福祉協議会としても、どこをどういうふうに分けてやるべきかなどを今整理しつつある。公的資源が多い圏域はいろいろなところに相談できるが、少ない圏域はCSWや保健師への相談が多い。令和6年度に市が地域福祉計画を策定する予定なので、そういったところと一緒に検討していきたい。

- Q CSWは子育て中やこれから結婚するであろう世代の女性が多いように見受けられるが、CSWの仕事が自身のプライベートな生活の支障になっていないか。また各圏域を1人で担当しているが責任の重さが負担になっていないか。
- A
- ・地域の行事は土日に行われることが多いが、地域の方からお誘いをいただくと地域の状況を把握するためにも参加するため、プライベートの時間を仕事に充てなければならないことはある。
 - ・未就学児2人の育児中のため、時短勤務させてもらっている。夜間や土日の仕事も重要なので出たい気持ちはあるが、家のことは自分がしなければならない。CSWに就いて1年となるが、負担を感じて体調を崩したこともある。地域担当は自分だけなので、どうしても無理な時は上司にお願いするなどしてバランスを取ってやっている。サブの担当者がいてくれればより仕事がしやすく、もっとしっかりと向き合って業務を進められると思う。
- Q CSWは新しい業務であり専門性も求められるが、スキルアップのための研修など、人材育成はどのように考えているか。また最終的にどのような形を目指しているのか。
- A
- ・いろいろなところで研修会をしたり、県が開催する研修に経験年数に応じて参加したりしているが、それらはあくまで基本である。CSWにとって重要なスキルはコミュニケーション能力、とくに聞き出す力であり、スキルアップのためには地域に入って多くの人に関わり、実践を積み重ねていくことが必要と考えている。最終的に目指しているのは包括的支援体制の構想図の実現である。
 - ・多機関連携CSWとしていろいろな専門職と話をしている、CSWのスキルアップも大切だが、市の職員もどれだけチームアプローチの視点で見えていただけるかが重要だと感じる。自分たちの担当する制度より少しだけはみ出し、のりしろを広げて支援していくという考え方を市の職員にも持ってほしい。行政職員の方が圧倒的に数が多く、そのあたりを認識してもらえただけで動きは抜群によくなると思うので、ぜひ一緒にそういった部分を高めていきたい。
- Q 人材確保について、人がいればできるものではなく高い意識をもった人材が必要だと思うが、新たに雇用するのが難しい中でどのように取り組んでいるのか。また広島国際大学との関係はどうか。
- A
- ・これまでは市の予算が決まってから2月に募集していたがそれでは遅いため、今年度は8月から、大学や養成機関にもお願いして募集をかけた。しかし結局応募があったのは本市社協の実習を受けた人と嘱託の人だけというのが実態であり、やはり実習は大事だということを確認した。
 - ・広島国際大学出身だが、大学の先輩が東広島市社協の職員で、ボランティアで社協に来た際にいろいろ教えてもらい、学生の頃から東広島市社協はいいなと思っ

ていた。学生から見ると東広島市社協は公的機関のような少し距離の遠いイメージはあったが、実際に関わってみると地域の方と活動するのが楽しく、ここが自分の居場所だと感じ、地域の方と関わる仕事がしたいと思った。CSWと身近に関わる機会があることで、社協への憧れや地域福祉への興味につながったと思う。

- ・社協ではボランティアなどで広島国際大学の学生にも関わってもらっているが、そういった中で社協に就職したいと言ってくれる学生もいる。自分自身も広島国際大学生だったときに社協に実習に行ったことがきっかけでここに就職したので、後輩にもしっかりとこの仕事のやりがいをアピールして社協の良さを伝えていきたい。

【市に求めること】

- Q 実際に現場でやっていることと市のまちづくりの方向性はうまく歩調が合っているのか。現場サイドから見て市の取組みをどう感じているか。
- A 月1回のコアネットワーク会議には福祉分野の市職員も参加しているほか、地域共生推進課とは非常に密に連携してそれぞれ役割分担しながら取り組んでおり、本市は全国的に見ても市と社協がしっかり連携できていると思う。ただ、福祉部門以外の部署に地域の声を持って行った際にはなかなかうまくいかないことが多く、市としての横の連携がもっと必要ではないかと感じる。私たちが地域の声を気軽に持っていき、市も一緒に地域に出てもらおうような仕組みが必要ではないか。
- Q CSWが地域課題を受け止めて行政につなぐという道筋の中で、市にどうあってほしいと考えるか。
- A ・市に対してCSWの増員を求めた際、市長からは総合力で対応していきたいと言われた。地域共生社会を推進していく中で、地域と専門職の連携は徐々にできてきており、進んでいないのが地域と市の連携である。市が地域に入ってもらうことで総合力が高まるのではないかと思う。様々な制度やサービスがあり市職員も大変忙しいと思うが、もう少し市民や地域に目を向けて一緒に動いてくれば市民にとって相談しやすい場所になるのではないか。本庁よりも支所の方が住民に近く、親身に動いてくれているように感じる。
- ・地域の行事や会合などに市の職員が出てこないという声がある。地域に出て行って地域の人のお話を聞こうという姿勢が職員にないと、なかなか地域を理解することはできないと思う。
 - ・社会福祉協議会ともっと人事交流をして、聞くだけでなく一緒に地域に出て社協の仕事を知ってほしい。現在は係長級以上しか来ていないが、一般職の若い職員が来て、社協で得たものを持ち帰り施策につなげていくよう要望しているところである。

委員の所感等

【CSWの活動等について】

- 地域の生活課題を地域住民が把握し解決するための仕組みをつくるため、CSWが住民自治協議会・地区社協・地域サロン・民生委員児童委員・地域センター・社会福祉法人等、各種団体との関係づくりを行っていることが分かった。
- CSWの仕事について、各種団体との話し合いは行われているようだが、一般住民には伝えきれておらず、地域住民の認知度が低いように思う。地域住民に対する認知度向上のための施策が必要ではないか。
- 行政は健康福祉部でいえば生活、高齢、障がい、介護及び医療等の所掌に分かれており、いくら部局の垣根を越えたHOTけんステーションといえども複合化する課題に十分届いていない現状があると認識している。
CSWは、10の圏域それぞれで自治会、住民自治協議会及び町域のクラスターに入っていく課題を探り活動の場を作る役目を果たすとともに、それぞれの地域の担い手及び専門職がともすれば専門分野外の課題に直面し方向性を見失う時に、他分野の専門職とつながり課題解決をともに図る調整役も務められていると感じた。
- CSWの具体的な活動の一つとして、昨年4月に起きた中学生の踏切死亡事故をきっかけに、地域住民が声を上げ、居場所が立ち上がったという話を伺った。立ち上げに向けて、地域住民同士の話し合いや、他の活動実績を参考にした上で、「ここはどういったエリアか」といった地域の資産やポテンシャルなど、地域特性を踏まえて活動の方向性を決めていくなど、ただ居場所を作るのではなく、その土地に合った仕組みを構築することが大切であることがよく分かった。
- 「地域の方に顔を覚えてもらうことが、CSWの重要な仕事のひとつ」というお話を聞き、複雑な課題の解決の前に、顔を見ることで問題に気づけたり、小さな問題であれば顔見知りになるだけで、問題が大きくなる前に防げることもあるのではないかと感じた。
- 視察後に「地域サロン」の具体的な活動について気になったので改めて電話をし、担当エリアのCSWから後日お話を聞けることになった。
- 幼少期から高齢者まで取り組みが幅広い分、対応が難しいのではと感じた。
- CSWの活動にあたり社会福祉協議会が本来持っているコミュニティ（地区社協、サロンなど）をうまく活用できていないことが分かり、これらの取組みをすべきであると感じた。
- 現在、取り組み事例が公表されていない地域についてどの様に認識すればよいか疑問である。
- CSWには頑張っていたいただいていることがよく分かったが、仕組みなどに課題があると感じる。

【人員体制・人材確保について】

- 地域によって人口の差が大きく、困りごとの内容も異なる現場において、各生活圏域のエリア担当CSWが1人という現在の体制では、何かあった時にフォローができず、また地域の行事等に参加できないなど、情報の共有・働く環境から見てCSWにかかる負担が大きいのではないかと感じた。また現在の業務を次に引き継ぐ際にも、1人では支障があると思われ、ワンオペに近い状況は地域住民・CSWの双方にとって好ましくないと感じる。
- CSWは欲しいが人数がいれば良いというものではなく、良い人材を獲得するには大学や専門学校などのインターンシップを受け入れる必要があるが、現状の人員体制ではそれが難しいなど、人員獲得のために苦労があることが分かった。
- 社会福祉協議会の職員採用時期（より採用しやすい試験時期）と市の予算編成時期がマッチしていないことは大きな課題だと感じた。

【市に求められること】

- 組織図を見て感じたこととして、社会福祉協議会は民間団体であるため活動の自由度が高い印象を受けた。一方で行政は法と制度にのっとり福祉事業を推進する機関であるため、業務を社会福祉協議会に委託することにより、その組織の成り立ちの違いから方向性に乖離が生じるのではないだろうか。コアネットワーク会議のような報告と今後の方針を決める会議体でそのあたりがうまく整合できているのか心配である。
やはり責任は「公助」の担い手である行政が担うことできっちり司令塔の役目を果たし、委託という形よりも、役職から担当者レベルに至るまで、社協と行政が方向性を共有する組織づくりの方が事業効果も上がるのではないかと感じた。
- 本市に求めることについて「行政の方が社協スタッフよりもマンパワーが多い。どちらかに押し付けるのではなく、一緒にやってほしい」という思いを聞いた。中でも「市の職員がもっと積極的に地域イベントなどに出てきてほしい。」「(CSWのスキルアップに必要な研修は?)という問いに対して)スキルアップはもちろん必要だが、地域の方といかに関わり合いを持つかのほうが重要」という答えから、まだ市ができることが多くあることを実感した。
- 市の職員の方がもう少し自分の手を伸ばして考えてくれたら、他部署連携がもっと上手くいくと思うと言われていたことが心に響いた。市の職員にはどうしても自分の担当以外のところに手をつけてはいけない思いがあるのかもしれないが、連携するために幅広い仕組みづくりと人材育成が必要だと感じた。
- 地域共生に係る業務は市役所において「健康福祉部地域共生推進課」が所管するものの、住宅、廃棄物、消費生活の問題等、様々な問題解決のためには、その担当課と連携を取らなければならず、その形を作ることに若干の困難さがあるように感じた。市役所各支所でのCSWへの協力体制については、一定の理解が成されている

ようである。

今後の展開として、CSWの増員による地域の専門体制の強化に加え、行政職員も一緒に行動していくといった仕組みが構築できないだろうか。社会福祉協議会からの意見の中に、支所と本庁を比較した場合、支所の方がより住民に近いと感じるといったことがあった。地域共生社会の実現を目指す方向性が決まっている以上、市役所がその先頭に立つべきものであり、社会福祉協議会は、あくまでその一部の担い手であるという意識を持った上で、今後市役所一丸となって、地域共生社会の実現が進められることを期待するものである。

【その他】

- 社会福祉協議会の概要、地域共生の実現のための取組み、CSWの役割・実状を把握することができた。
- CSWの活動内容を説明するために、わざわざ「地域共生社会の実現に向けた社協の役割」と題してパワーポイントの別資料を提示いただき、詳細な説明を受けた。地域共生社会という考え方が生まれた背景から、その対処方法として「包括的支援体制の整備」があり、課題解決の方向性として「住民参加の空気をどのように醸成していくか」が問われているとのことであった。

文教厚生委員会行政視察報告

日程：令和6年7月24日（水）～26日（金）

視察先：福岡県大牟田市、西南学院大学非常勤講師木山氏、三重県松阪市

参加者：玉川委員長、景山副委員長、山田委員、下向委員、岩崎委員、貞岩委員、北林委員
執行部職員1名、事務局随員1名

◆調査事項

「地域共生社会の実現について」

（大牟田市、西南学院大学非常勤講師木山氏、松阪市共通）

◆視察の目的

今期の文教厚生委員会では、「地域共生社会の実現について」をテーマに所管事務調査に取り組んでいる。

本市においては、令和2年度に東広島市地域共生社会推進本部を設置、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置し、同年度末には「東広島市地域共生社会推進条例」を制定した。令和3年度及び令和4年度にはCSWを増員し、包括的な支援体制の整備を進めており、CSWの業務については東広島市社会福祉協議会に委託している。

令和6年1月12日に、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会を視察し、包括的支援体制整備の中核的役割を担っているCSWから、各地域の現状や課題等について聴き取りを行った。今回の視察では、本市と規模が類似した都市及び特徴のある事業を行っている都市を選定し、また、地域共生社会について研究をされている大学の先生へ、それぞれ取組みについて行政視察を行ったものである。

〈選定理由〉

大牟田市	企業の人手不足問題と地域とのつながりづくりを組み合わせる取組み等、多機関の協働による包括的支援体制構築事業について学びたいため。
西南学院大学 木山氏	福岡県内の自治体へのアンケート結果をもとに福祉政策を推進させるための社会福祉協議会等との連携及び協働のあるべき姿の考察をされており、知見を深めることができるのではないかと考えたため。
松阪市	高齢化率の比較的高いエリアが多い当該事業の実施状況について、本市と似た条件も見られることから、事業実施上の悩み等についても参考となるのではないかと考えたため。

◆大牟田市

①大牟田市の概要

市制施行	大正6年3月1日		
面積	81.45 km ²		
人口	2024（令和6）年4月1日現在	105,753人	
（住民基本台帳）	1995（平成9）年4月1日現在	145,489人	
※外国人登録含む	1977（昭和52）年4月1日現在	168,000人	
	1959（昭和34）年10月1日推計	208,887人	

（参考）大牟田市議会事務局提供資料

大牟田市は、1917（大正6）年に市制施行され、その後昭和にかけて、いくつかの合併・編入を経て、現在の大牟田市となった。

1959（昭和34）年には、最多人口の208,887人を記録した。その後、石炭から石油へのエネルギー革命に伴い、三井三池炭鉱は1997（平成9）年に閉山を迎えることとなったが、2015（平成27）年7月に、三池炭鉱・三池港関連の施設が「明治日本の産業革命遺産－製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産に登録された。

石炭からコークスや肥料・染料などの化学製品を製造していた石炭化学コンビナート群は、現在も稼働しており、大牟田市の基幹産業となっている。また、2017（平成29）年には、市制100周年を迎えた。

②事業の概要・取組み等 ※一部抜粋

〈多機関協働事業〉

◎目的

- ・既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるように支援する。
- ・重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- ・単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。



◎取組み

ケース会議や専門職の集まりに加え、庁内各部署への啓発活動を強化する。また、医療ケア児への課題意識が薄いことから今後もケースなどを通じ相談支援事業所などの情報共有を行う。がん患者は適宜急性期意見交換を行う中で、社会的な課題抽出を行う。

さらに、教育関係者と顔と顔の見える連携体制を整えるために、絵本教室や福祉学習会などを行っている。

〈アウトリーチ等を通じた継続的支援事業〉

◎目的

- ・複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない方に、支援を届ける。
- ・各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。
- ・本人と継続的な関わりを持つため、直接対面等、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

◎取組み

- ・引きこもり状態にある方等へのアウトリーチ、本人とのラポール（架け橋）形成。
- ・関係機関との同行訪問。
- ・関係機関や地域の社会資源への訪問や実態把握。

〈参加支援事業〉

◎目的

- ・各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- ・利用者のニーズ・課題などの把握や、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。また、新たな社会資源の働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- ・本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合はサポートする。

◎取組み

就労支援ネットワーク (就労支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援を実施している各機関の役割の共有。 ・コロナ禍における離職者の就労支援。
関係機関へのつなぎ・連携 (就労支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就業・生活支援センターへのつなぎ。 ・協力雇用主への紹介、相談。
不動産仲介業者や NPO 法人 との連携 (居住支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと不動産仲介業者が行っている意見交換に参加。
不動産仲介業者への同行、 内覧の同行 (居住支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患等理由で単独での物件探しが困難な方の不動産への同行、内覧の同行。

③委員の所感等

- ・企業の人手不足問題と地域とのつながりづくりを組み合わせる取組みについて、社会とのつながりを作るための支援を行い、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人や世帯の状態に合った支援メニューを作成しているとのこと。このことについて本市でも積極的に取り入れてみては、と感じた。
- ・東広島市 9 町の一つ分の面積で、中心に行政機能が集積するコンパクトな自治体で、石炭産業を中心に産業構造の強固なつながりのある地勢的な側面から、重層的支援体制を構築しやすい自治体であるとの印象を受けた。行政・産業及び医療法人等の相互の協働関係の歴史があるからかもしれない。国が描いている連携の構想よりも、支援する側の日頃からの人の連携により、具体的な協働事業がすでに前進しているとの印象を受けた。
- ・自動車販売店やパチンコ店など地元企業とタイアップした支援の話は聞かなかで、まずは社会支援（出口支援）を作ることから始めるために、3 か月に 1 度のペースでハローワーク等を交えて出口について話をするなど、具体的な取組みについての話を聞くことができた。ジャパンマック福岡（依存症からの回復施設）とタイアップし、無料の相談窓口を設置し、徘徊模擬訓練を 20 年も続けているなど、地域コミュニティの結束を強くするための活動も知ることができた。スマホを使ったシニア向けオンライン体操教室の仕組みは面白い取組みだと感じた。

- ・委託されている医療法人が市役所内に在席し、市職員と連携を密にしながら積極的に取り組んでいる様子だった。どちらかという、医療法人職員がイニシアティブをとって動かれている印象を受けた。市職員との連携や、パワーバランスは円滑に行っている印象も受けた。ライフサポートセンターなど、民間企業ならではの人脈と意思決定の柔軟さが魅力だと感じた。
- ・大牟田市の取組みは、炭鉱の町として栄えた際の医療体制の充実が大きな社会背景として考えられる。その後、人口減少に伴い、社会課題の変化に医療法人が敏感に変革を遂げられたことが、今日の大牟田市重層的支援体制整備につながっていると考える。医療法人がまちづくりの取組みまで行っていることは大変驚いたと同時に、本市で実現するには困難であると感じた。
- ・最盛期に21万の人口が現在では半減し、高齢化率が約38%というなかで、多機関協働事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、さらに参加支援事業などの取組みを、医療法人に委託していることは、本市の施策に示唆に富むものであった。支援会議の有効活用を図るために、ケース会議を支援会議として位置付けたことは興味深かった。
- ・大牟田市は石炭のまちとして隆盛を極め、1959（昭和34）年には20万8千人余、世帯数4万6千世帯となっている。しかし、石炭から石油への流れを受け、現在の人口は半減している。ただ、世帯数は1万1千世帯の減少であることから、世帯を構成する人数が減っていることになる。結果、高齢者世帯やその単身世帯への施策が求められ、重層的支援体制整備事業の重要性について、話を伺うことになった。その中でも、高齢者単身世帯への支援体制について、特に身寄りのない世帯への取組みについては苦慮しているとのことであった。また、大牟田市内には、多機関協働事業・アウトリーチによる継続的支援事業・参加支援事業を、医療法人の地域連携窓口が担う事例があることを知り、非常に驚かされた。

◆西南学院大学 非常勤講師 木山氏

①木山氏の紹介

1988（昭和63）年	社会福祉法人稲築町 ^{いなつきまち} 社会福祉協議会福祉活動専門員として入職。（平成7年から事務局長を務める。）
2006（平成18）年	市町村合併により、社会福祉法人嘉麻市 ^{かまし} 社会福祉協議会となる。（事務局長を務める。）
2019（平成31）年	社会福祉協議会を退職。 西南学院大学大学院人間科学研究科人間科学専攻博士課程（前期）入学。
2021（令和3）年	西南学院大学大学院人間科学研究科人間科学専攻博士課程（前期）修了。 社会福祉関係専門学校の非常勤講師を務める。
2022（令和4）年	西南学院大学人間科学部社会福祉学科非常勤講師を務める。 西南学院大学大学院人間科学研究科人間科学専攻博士課程（後期）入学。
2024（令和6）年 （7月25日現在）	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 非常勤講師 佐賀市医師会立看護専門学校 非常勤講師 佐賀県歯科医師会立佐賀歯科衛生専門学校 非常勤講師 武雄 ^{たけお} 看護リハビリテーション学校 非常勤講師 NPO 法人是空 代表理事

（参考）木山氏提供資料

②質問内容の回答及び考察等 ※一部抜粋

社会福祉とは、1950（昭和25）年の社会保障制度に関する勧告（50年勧告）では「社会福祉とは、国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童その他の援護育成を要する者が自立してその能力を発揮できるように、必要な生活指導、更正補導その他の援護育成を行うこと」と定義している。

木山氏は委員からの事前質問を4つのカテゴリーに分類し、各カテゴリーに沿いながら考えを述べられた。



〈連携・協働〉

Q.業務と責任があいまいにならないように行政が担わなければならない責任と社会福祉協議会が担える専門性の縦分けが必要だと考えるが、見解を伺いたい。

地域共生社会の実現のために、行政と社会福祉協議会が担う役割の違いと共通するものとは何か。

A.明確に縦分けができない。どちらかといえば共通していくものがあると思う。

行政に調査をし、回答をまとめたところ、行政の役割は地域におけるリーダー的人材の養成や、地域住民に理解を得られるような啓発を進めるのが必要だろうと思う。

また、社会福祉協議会が地域住民にやっていくことは、啓発も含め、コミュニティや住民参加といった地域づくりである。

Q.自治体、社協及び福祉事業者の理想的関係について考えを伺いたい。

A.目標を共有し、対等性をしっかりと確保しながら、全てにおいて公開性を担保していくことが理想的な関係であると思う。

また、社会福祉協議会が地域の中心となり、地域住民、自治体及び関係機関・団体を動かしていくギアの役割を担うものになると考える。

〈地域づくり〉

Q.地域コミュニティの形成と様々な事業との関連性についてどのような見識か。

A.さまざまな計画を統合したものか、あるいは目録のように羅列しているかといった、地域福祉計画の位置づけによると考える。

Q.昨今の少子高齢化社会に加え、深刻な人口減少社会において、地域共生社会の実現について、どのような手法で理解を求めればよいか。

A.リーダー的存在（様々な活動を行っている特定の個人）の過重負担を防がなければならない。そのために、行政域を超えたNPOやボランティア団体と連携・協働することによって、人材不足や過重負担を防ぐ一つのヒントになると思う。

Q.プラットフォームにNPO、民間団体、個人の参画を促す有効な手段について教えてほしい。

A.協議体や自立相談支援の包括的支援や、オフィスを同じ建物の中に設置するなど、物理的な連携を強化するという方法もあると思う。また、民間のボランティアやNPOに積極的な呼びかけが必要であると思う。

〈行政体制〉

Q.社会福祉協議会のCSWが十二分に活動を行うために、行政がしなくてはならないものとは何か。

A.行政の各部署との連携強化である。社会福祉協議会は行動が限られており、建設関係の部局等、あまり業務に関係のない部局とは話す機会がない。そのため、社会福祉協議会の存在を各部署とつなげるという部分において連携の強化を図る必要があると考える。

Q.本市の地域共生推進体制について、限られた人員で実施しているが、その中でどのような取組みが効果をあげることができるか。

A.兼務という考え方をすべきだと思う。芦屋市では、保健師を地区担当制にしたことで、生活福祉資金に関することや、自立相談等、部署の横断的な対応が可能になった。

〈災害〉

Q.被災された方から「災害時はみんながパニックで住民同士の声かけなどがなかった」と聞いた。災害直後に求められる地域福祉のあり方や課題、解決方法について教えてほしい。

A.災害時には、「日頃の取組み」が重要と言われるが、「災害時のための取組み」を考えるのではなく、「日頃から機能し災害時にも有効なもの」が必要だと考える。

令和6年能登半島地震では、多くの社協、行政職員が被災し、事業継続や業務継続が不可能となった。市外や外部団体との日頃からの広域連携・協定等や、個別避難計画の策定において民生委員に負担がかからず、取り組む方法を模索することが必要であると考ええる。

③委員の所感等

- ・地域共生社会の実現について、リーダー的存在の過重負荷を防ぐためには、それを支える仕組みとして、行政域を超えたNPOやボランティア団体との連携・協働の模索と言われている本市においても例外なく、どの協議体でも同じ人が役割を担っていることが多く、協議体の在り方について、もう少し踏み込んだ話し合いが必要ではないかと感じた。
- ・地域共生社会は、本来的に行政が主導すべきであるが、法と制度に則り推進するばかりでは、光の届かない場面が多く出てくる。そこで民間組織である社会福祉協議会及び福祉事業所に期待が高まるのであるが、それぞれの成り立ち及び立場の違いにより連携及び協働がうまくなされないと、効果も半減してしまう。目的を共有しながら地域共生社会を実現するためには、会議体を超えた新たな推進組織の創設並びに柔軟な人事交流が必要になってくると感じた。

- ・地域共生社会の実現には社会福祉協議会を機能させることが重要で、そのためには3つのギア（①地域住民、②関係機関団体、③自治体）が互いに機能し、連携しあうことが重要になる。また、地域共生社会の地域福祉における、「制度による社会福祉」では、住民が「利用者であり要保護者」という存在になる一方、「住民による自発的な地域福祉活動」の場合は、住民が「活動主体」となり相反するため、それこそが地域福祉の難しさであることが分かった。
- ・社会福祉協議会が核となって地域共生を進めている印象を受けた。実施主体と推進主体の役割の棲み分けが出来ているが、現実には非常にわかりにくく、日常的な情報の共有が重要と感じた。社会福祉協議会と自治体の机が隣だと連携は密だが、遠くにあると難しいと感じた（物理的な連携強化）。
- ・社会保障制度内の4つの柱に示されているその内の社会福祉は、障がい者福祉、高齢者福祉、母子及び父子並びに寡婦福祉、児童福祉とあるが本市は児童福祉について取組みが少ないのではないかと感じた。庁内連携についても重層的支援体制を構築する意識に欠けているのではないかと考える。
- ・社会福祉協議会で31年間勤務した経験をふまえ、地域共生社会についての体系的な説明は、理解しやすい内容であった。「地域づくり」をキーワードにした施策・制度について法的論拠を示し地域共生社会への実現の道筋を明らかにされたことが、大変勉強になった。
- ・講師は福岡県稲築町（現嘉麻市）社会福祉協議会に福祉活動専門員として入職され、当該協議会事務局長の後、西南学院大学で学ぶことから、現在に至っているという福祉実践の専門家である。従って、社会福祉協議会への事業欲求には質・量ともに高いものがある。とりわけ、地域共生社会のベースにあるのは地域づくりであり、その地域を作るのは、中心に社会福祉協議会があり、自助・互助としての地域住民、共助としての関係機関・団体、公助としての自治体、その四者の連携が大切とのことであった。さらに、社会福祉協議会は地域要望に必ず応じなければならないとの持論をお持ちであり、そのための人材育成には相当のエネルギーが必要だと考えられる。

◆松阪市

①松阪市の概要

市制施行	平成17年1月1日		
面積	623.58 km ²		
人口	2024（令和6）年4月1日現在	156,711人	
（住民基本台帳）	2020（令和2）年4月1日現在	159,145人	
	2005（平成17）年4月1日現在	168,973人	

（参考）松阪市議会事務局提供資料

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接している。地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れている。

2005（平成17）年1月に松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し、誕生した。

また、松阪市総合計画において、松阪市の10年後の将来像として「ここに住んで良かった・・・みんな大好き松阪市」を掲げ、子どもたちが輝き地域が元気になるまちづくりを核とした、様々な施策や事業を展開されている。

②事業の概要・取組み等 ※一部抜粋

〈福祉まると相談室〉

◎概要

「福祉まると相談室」は、地域の身近な相談先として日頃の暮らしの中で困ったこと、悩んでいること、どこに相談したらよいかわからないこと、健康と福祉に関する相談に応じるもの。

できるだけ身近な地域で受け止めることや、住民と協働しながら支え合いの地域づくりを推進するため、福祉職と医療職と地域づくり支援職員を配置している。

松阪市では「福祉まると相談室」を概ね中学校区に設置していく予定で、令和6年7月に新たに1か所開設し、合計7か所開設している（令和6年7月現在）。令和6年度は、さらに3か所開設される予定である。



◎相談実績（令和4年7月7日～令和6年3月31日）

相談対応件数	2,620件（内新規604件） 新規相談件数は、1か月あたり月平均7.1件。
支援対象者の年代	65歳以上が全体の58.8%を占めており、次に50～64歳が13.2%と、年齢層の高い方の相談が多くなっている。
相談対応方法	来所と電話で全体の73.3%を占めている。また、訪問が19.8%、出張相談が4.3%で、訪問・出張相談を合わせると24.1%であり、積極的にアウトリーチを行っている。
相談内容	病気・健康に関する相談が最多となっている。

◎取組み

地域に寄り添う 福祉まるごと相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・生活課題・地域課題の相談対応。 ・公的機関やサービスへのつなぎ、地域の活動団体や資源の橋渡し。
地域で広げる 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市の保健師・管理栄養士・歯科衛生士、地域包括支援センター等との連携により、地域ぐるみでの健康づくり・介護予防の推進。 ・高齢者のフレイル予防による連携と支援。
地域で支える ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での活動を通じ、「人と人」、「人と地域」とのつながりづくりを支援。 ・地域に根ざした見守り・支援のネットワークの基盤づくり。
地域へ出向く アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談を待つ」のではなく、積極的に地域に出向く。 ・気になる情報を得ることで必要な支援が届いていない人（世帯）を早期に発見し、支援を届ける。
多様な居場所を創る 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の発見、掘り起こし、活用。 ・地域の事情・ニーズに応じて世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所づくり。
人×役割×地域を結ぶ 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源などを活用して社会とのつながりづくりを支援。 ・気軽に地域の活動に参加できるきっかけづくり。 ・自分に合った生きがい、役割を見出すサポーター。

〈ひきこもり相談窓口〉

◎松阪市におけるひきこもりの推計と把握数

松阪市の15歳～64歳の生産年齢人口において広義のひきこもりの推計は1,832名となっており、民生委員・児童委員が把握するひきこもり状態にある方の数は116名である。

◎ひきこもり相談窓口への相談

延べ相談件数：950件（初回相談：127件/継続相談：823件）

◎取組み

相談しやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談方法。 <ul style="list-style-type: none"> →来所相談、電話相談、メール相談、LINE相談 ・月1回、振興局等への出張相談会の開催。
広報・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知。 ・支援に関する情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> →市広報、地域版広報誌、SNS、WEBサイト、チラシ等 ・居場所など地域にある社会資源の見える化。
訪問型支援 （アウトリーチ型支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・他支援機関や「福祉まるごと相談室」と連携をとりながらアウトリーチを実施。
当事者向けの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の居場所の活用。 ・新たな居場所の創設。 <ul style="list-style-type: none"> →「蔵」、「農業体験」
家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家族向けの居場所づくり・家族教室の開催。 <ul style="list-style-type: none"> →「家族のつどい」開催
支援者の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象に、講演会等を通じたひきこもりに対する理解の促進。 ・庁内職員、支援機関等を対象に勉強会・講演会を開催。
庁内連携・多機関協働による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化・多様化した困りごとに対応できるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> →縦割りを飛び越え、庁内連携の横串を通す役割
地域の連携体制やネットワークを活かした支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会や住民主体の活動、NPO、企業等との連携 <ul style="list-style-type: none"> →さまざまな社会資源・協力者を開拓し、連携する。

③委員の所感等

- ・福祉まるごと相談室についての広報のやり方について、松阪市においては、相談室の開設時にはオープニングセレモニーを実施、チラシ、広報まつさか、ホームページでの周知、住民自治協議会の関係者、さらに定期的に地域だより等への掲載など、多岐にわたり行っている。本市においてはまだまだ広報の仕方が足りないのではと感じた。何をやるにしても、市民の皆様を知っていただくことが一番である。
- ・本市のHOTけんステーション及びCSWの手法と違い、各地域の地域センターに医療、福祉、及び地域課題分野の専門担当3名を新たに配置し、身近な相談窓口とする手法が市民にとっての利便性が高いと感じた。地域ごとの各相談支援事業所とも連携することで現場での対応力も向上するだろう。困難事例は解決までの道のりが長いため、コアネットワーク及び支援会議のような中央での対策会議に頼らざるを得ないが、困りごとを抱える市民の声を聴き迅速にアクションを起こせる体制は本市の参考になると感じた。
- ・ひきこもり支援に特化した事業として「引きこもり相談窓口」を開催しており、それぞれのライフステージに合わせた「途切れない支援」を行っている。まだ始まったばかりの取組みとのことだが、当事者向けの家庭菜園の取組みや、地域からの提供で始まった居場所づくり、講師を招いて開催された家族に対する支援、新たな支援者を育成するためのフォーラムなど、松阪市に暮らすひきこもりに特化した支援を学ぶことが出来た。
- ・本市のHOTけんステーションと似ている印象を受けたが、引きこもり、不登校から高齢者福祉まで幅広い相談ができる場所がここにあるという市民の認知が違うのかと感じた。それは、「まるごと相談室」という名前からして、ここに相談すればいいという市民周知に差があるように感じた。相談支援員として、福祉系、医療系、市職員相談員の3チームが、各相談室に配置されていることは、機能的、連携、相談員の負担度から見ても魅力的である。
- ・福祉まるごと相談室（本市ではHOTけんステーション）を市内の中学校区単位に設置する事を目指されており、より身近で相談できる体制整備がなされていると感じた。また、CSWの役割との差別化は本市の状況とは社会福祉協議会の地域福祉担当者を考えると大きく差はないと感じた。本市はHOTけんステーションの充実、及びCSWとHOTけんステーションのつなぎ役の必要性を強く感じた。

- ・重層的支援体制整備について、全庁をあげて取り組んでいることに感銘をうけた。外国人市民への対応について問えなかったことが、心残りである。また、施策展開について、本市への示唆に富むものであったと感じる。
- ・松阪市は本市と同様、IV-2に分類される全国16市に含まれることから「類似団体」ということになる。また、面積も本市と同程度であり、まちづくりの手法を学ぶ団体としては最適であると考えられる。その松阪市だが、令和4年度決算の内、民生費割合が38.6%であり、三重県内でも上位の団体とのことであった。ちなみに今年度予算ベースの民生費割合は44.9%で、三重県内14市の中で3番目ということでもあった。そのように福祉を重視したまちづくりを行う松阪市であるが、今回のテーマである「重層的支援体制整備事業」の中では「福祉まるごと相談室」に注目している。これは本市の「HOTけんステーション」に該当するもので、現在市内に6箇所設置され、今年度4箇所増設するという。高齢者世帯からの相談が多いという面は他の自治体と変わらない傾向であるが、相談を通じて関係機関へつなぐ多機関協働事業も活発と伺った。独特な取組みとしては、「ごみ屋敷対策条例」を令和5年4月1日付けで施行し、問題解決のため代執行を行うこともできるとしているが、現在までのところ、そのような実績はないということであった。

文教厚生委員会 議会報告会報告書

報告日：令和6年9月3日

出席者	参加者	10人	
	議会側	<p>【文教厚生委員】玉川委員長、景山副委員長、北林委員、貞岩委員、岩崎委員、下向委員、山田委員</p> <p>【委員外議員】奥谷議長、牧尾副議長、石原議員、岡田議員、中川議員、片山議員、中曾議員、小池議員、向井議員、上田議員、原田議員</p>	
開催日時		令和6年7月31日（水）15:00～16:30	
開催場所		三ツ城地域センター	
実施内容報告	議会報告	テーマ	地域共生社会の実現について
		概要	<p>東広島市として、これからのまちづくりの基本を「地域共生社会」と定めていることから、今回の議会報告会のテーマを定めた。</p> <p>その上で、まず福祉政策の面から、地域共生社会政策が、国民皆保険制度、介護保険制度に継ぐ重要な政策として位置づけられていることに触れた。子ども・障がい・高齢という今までの分野別福祉から、分野・世代を超えた総合的福祉サービスへと転換され、地域での自立生活支援を促す政策である旨を説明した。</p> <p>また、地域共生社会政策が生まれた社会的背景・今後の対応・国と地方の対応の状況、そして東広島市の動きについて触れた。特にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）について、若干詳細に説明し、併せて文教厚生委員会の取組みを紹介した。</p>
		質疑応答	全体としての質疑は行われなかった。班ごとの意見交換の場で質疑がなされた。
	意見交換	テーマ	地域共生社会の実現について
		<p>地域共生社会政策としての具体的取組みについて</p> <p>【相手方意見】</p> <p>①CSW及びHOTけんステーションの認知度が低い。</p> <p>②高齢者のつながる拠点が不足している。</p> <p>③CSWと民生委員との連携が必要ではないか。</p> <p>④地域共生の取組みに防災及びスポーツ推進も活用すべき。</p> <p>⑤保育園等の待機児童並びに兄弟で分かれての保育は地域共生社会を推進するうえで問題である。</p>	

実施内容報告	意見交換	<p>【議会側意見】</p> <p>①確かにPR不足であり、困りごとがあればすぐ相談という意識が市民の間で醸成できていないのは問題である。</p> <p>②地域センター及び集会所がその機能を果たしていると思うが、市域全体を見れば濃淡があり、今後の課題としたい。</p> <p>③個人情報の観点から共有は難しい。他自治体の支援会議等の取組を参考にしたい。</p> <p>④今回は福祉をテーマとしているが、重要な切り口である。</p> <p>⑤保育士不足の課題は解決していないが、国の動向も注視し、議会としてもしっかり取り組んでいきたい。</p>
		議会報告会の周知方法について
		<p>【相手方意見】</p> <p>議会報告会の開催を知らない市民が多いことから、SNS等を活用してもっと幅広く周知すべきではないか。</p>
		<p>【議会側意見】</p> <p>議会報告会のアンケート結果から、FM放送・HP周知の効果が低い傾向は理解しているので、ご意見を参考に周知方法を検討していく。</p>
		その他要望等
		<p>【相手方意見】</p> <p>①下見福祉会館が三ツ城地域センターに変わった経緯について、地域が納得した形での名称・機能変更だったのか疑問である。小学校区ごとに分けられた地域センターの区割りは、現実の住民自治協議会とつながってこない実態があることを理解しておいて欲しい。</p> <p>②東広島市には立派な「市歌」があるのに、ほとんど周知されていない。スポーツ関係行事だけでなく、あらゆる機会を通じて周知を図って欲しい。</p>

委員の所感等

- 開催会場となった三ツ城地域センターについて、元々、下見福祉会館であり、利用者の大部分は下見の住民であることからしても、この施設に三ツ城という名前を冠することはおかしいとのご指摘があった。事業の進め方において、きめ細かな説明が大切ということを目の当たりにしたように感じた。
- 行政が集めたい情報（課題）について市民がどこに発信すれば良いか知らされていないことが良く分かった。このことは、各生活圏域に拠点がないため、情報収集が難しいと感じた。
- 地域共生社会への実現に取り組む意識は持っているが、仕組みや進め方について不満を抱えているとのご指摘があった。地域共生の担い手である地域と行政が、連携を強化することの重要性を感じた。

文教厚生委員会 議会報告会報告書

報告日：令和6年9月3日

出席者	参加者	20人	
	議会側	<p>【文教厚生委員】玉川委員長、景山副委員長、北林委員、貞岩委員、岩崎委員、下向委員、山田委員</p> <p>【委員外議員】牧尾副議長、谷議員、重森議員、中川議員、鈴木議員、向井議員、木村議員</p>	
開催日時		令和6年8月2日（金）15:00～16:30	
開催場所		高屋西地域センター	
実施内容報告	テーマ	地域共生社会の実現について	
	概要	<p>東広島市として、これからのまちづくりの基本を「地域共生社会」と定めていることから、今回の議会報告会のテーマを定めた。</p> <p>その上で、まず福祉政策の面から、地域共生社会政策が、国民皆保険制度、介護保険制度に継ぐ重要な政策として位置づけられていることに触れた。子ども・障がい・高齢という今までの分野別福祉から、分野・世代を超えた総合的福祉サービスへと転換され、地域での自立生活支援を促す政策である旨を説明した。</p> <p>また、地域共生社会政策が生まれた社会的背景・今後の対応・国と地方の対応の状況、そして東広島市の動きについて触れた。特にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）について、若干詳細に説明し、併せて文教厚生委員会の取組みを紹介した。</p>	
	質疑応答	全体としての質疑は行われなかった。班ごとの意見交換の場で質疑がなされた。	

実施内容報告	意見交換	テーマ 地域共生社会の実現について
		地域共生社会政策としての具体的取組みについて
		【相手方意見】 ①CSW及びHOTけんステーションの認知度が低い。 ②CSWが地域の課題をどのように解決するのか。 ③教育における地域共生について、例えば発達障がいをもつ子どもへの対応はどのように行われるのか。 ④民生委員が活動していくための情報提供が行政から行われていない。 ⑤敬老会開催に際し、今後益々増加する対象者の皆さんが一同に会する場所がない。どのようにしたら良いのだろうか。
		【議会側意見】 ①先日の議会報告会でも同様の指摘を受けており、しっかり課題として受け止める旨を伝えた。HOTけんステーションについては連絡先等の情報提供も行った。 ②NPO及び自治協等とともに、近所で課題を抱えている方にアプローチし関係福祉機関に繋げる等、連携して解決することを目指している。 ③現状における課題は、発達障がいへの理解を広げることにつきると考える。長い目で地域を見守り、子どもを包み込む社会にしていくことが重要である。 ④個人情報保護の観点からそのような状況に陥っていることは理解できるのだが、そのことを進め過ぎると民生委員の活動に支障が出ることもあり得る。担当部局に本日の意見を伝える。 ⑤地域によって敬老会の実施状況は違っていることから、当該エリアの実態としてお聞きし、担当部局に伝える。
		広報について
		【相手方意見】 議会報告会のPRが足りていないと感じる。
		【議会側意見】 今後、議会報告会の周知方法について内部で検討する旨を伝える。

実施内容報告	意見交換	地域交通について
		<p>【相手方意見】</p> <p>①おまるめ山バスのように、運転免許証返納後も安心して移動できる公共交通を多くの地域で運行していただきたい。</p> <p>②おまるめ山のバス料金（200円）をもう少し安くできないか。割引などあれば使いやすいのではないだろうか。</p> <p>【議会側意見】</p> <p>①公共交通は、単に移動するだけでなく福祉、教育、及び買い物等様々な効果をもたらす。具体的には各地域で意見をまとめたうえで市に要望し、実施を目指すかたちとなる。</p> <p>②ご要望としてお聞きする。</p>
		<p>その他要望等</p> <p>【相手方意見】</p> <p>①小谷地域センターは避難所に指定されているものの、小谷地域センターに行くまでに、川を越え、狭い道路を進み、山の上まで行かなければならない。道中が危険であることから、安全に避難できる場所を指定して欲しい。</p> <p>②県道に維持補修を要する箇所があることから、市として何らかの対応を図って欲しい。</p>
委員の所感等		<p>○昨年10月から始まったおまるめ山バスの運行について、市内全域で充実させて欲しいとの意見をいただいた。公共交通の空白地域は、高齢者の移動手段が非常に乏しくなることから、このようなコミュニティバスの取り組みについては、知恵を出し合い、さらなる充実を図るべきと考えさせられた。</p> <p>○「地域共生社会はあいさつから始まるのでは」という、実際に活動されているからこそその声が印象深かった。</p> <p>○行政が集めたい情報（課題）について市民がどこに発信すれば良いか知らされていないことが良く分かった。このことは、各生活圏域に拠点がないため、情報収集が難しいと感じた。</p> <p>○開催エリアの高屋西地区住民よりも小谷地区住民の方が多く、議会報告会の周知が十分になされていないことのご指摘や、HPや広報紙でのプロモーションのご提案を頂いた。周知不足を改善し、より多くの住民参加を促したい。</p> <p>○地域共生社会について地域住民の皆さんに理解が得られていないのではと感じた。ことあるごとに広報や説明、話し合いをする必要性を感じた。</p>

文教厚生委員会行政視察報告

日 程：令和6年11月20日（水）

視察先：兵庫県芦屋市

参加者：玉川委員長、景山副委員長、山田委員、下向委員、岩崎委員、貞岩委員、北林委員
執行部職員2名、事務局随員1名

◆調査事項

「地域共生社会の実現について」

◆視察の目的

今期の文教厚生委員会では、「地域共生社会の実現について」をテーマに所管事務調査に取り組んでいる。

本市においては、令和2年度に東広島市地域共生社会推進本部を設置するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置し、同年度末には「東広島市地域共生社会推進条例」を制定した。令和3年度及び令和4年度にはCSWを増員し、包括的な支援体制の整備を進めており、CSWの業務については東広島市社会福祉協議会に委託している。

令和6年1月12日に、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会を視察し、包括的支援体制整備の中核的役割を担っているCSWから、各地域の現状や課題等について聴き取りを行った。

また、同年7月に、本市と規模が類似した都市及び特徴のある事業を行っている都市である福岡県大牟田市及び三重県松阪市を視察したほか、地域共生社会について研究をされている西南学院大学の先生を訪ね、地域共生社会の実現に係る考え方や研究の内容について専門的見地からの話を伺った。

今回の視察は、前回の視察で保健師が地域包括ケアの中心となって課題解決に取り組んでいるという特徴的な取り組みを知ったことから、その内容を現地でより深く学ぶため実施したものである。

〈選定理由〉

芦屋市 前回の県外行政視察の中で、保健師が地域包括ケアの中心となり、地域の福祉課題を探る取り組みをされていると話を聞き、保健師が中心となって取り組まれている事業の構造や、他機関との連携時の課題等について伺うため。

◆芦屋市

①芦屋市の概要

市制施行	昭和15年11月10日
面積	18.47 km ²
人口	2024（令和6）年10月現在 94,078人
世帯数	2024（令和6）年10月現在 45,405世帯

（参考）芦屋市議会事務局提供資料

芦屋市は、1940（昭和15）年に市制施行し、精道村から芦屋市となった。

阪神大水害1938（昭和13）年や空襲1945（昭和20）年による被害を受けながらも、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が1951（昭和26）年に公布され、国際性と文化性あふれる住宅都市の形成という目標を明らかにされた。

昭和30年代からは、芦有道路と奥山の開発、下水道事業、区画整備事業、国道43号の開通など都市基盤の整備が進められた。昭和40年代に入ってから人口増加を続け、山麓部から南はほとんど住宅で埋めつくされた。

1995（平成7）年1月17日、阪神・淡路大震災により、甚大な被害を被^{こうむ}った。

震災後は、復旧・復興事業を最優先課題として取り組まれ、その多大な費用負担や景気低迷による税収入減から財政が極端に悪化し、財政再建団体への転落が懸念されたが、2003（平成15）年から徹底した行財政改革を行い、財政の危機的状況は回避された。

現在は「確実な財政健全化に向けた行財政改革の継続」「快適で住み良いまち・芦屋の創造」「子どもたちが心豊かに健やかに成長するための環境整備」の基本方針のもと、「世界一美しく、清潔で安全なまち芦屋」の実現を目指されている。

②事業の概要・取組み等 ※一部抜粋

〈包括的支援体制整備〉

◎概要

- ・制度のはざま（高齢者虐待の養護者・いわゆるゴミ屋敷等）に対応する体制を整備すること。

◎取組みの内容

- ・平成23年4月から、トータルサポート担当（現在：地域福祉課地域福祉係所掌の一部）を設置。保健師は地区を担当し、他機関からの相談や要請に応じて、面談や訪問等に同行している。「案内する」より「つなぐ」ことを意識している。
- ・保健師の専門性を活かし、個別支援、組織支援を行っている。



〈芦屋市保健福祉センター〉

◎概要

- ・保健と福祉に関する機関を集約した施設。一体的となることで双方顔見知りになることができ、相談し合えるというメリットがある。
- ・保健師の体制について、市全体では、正規職員として保健師を21名配置しており、福祉部門（包括的支援体制整備の充実に主として関わっている）に6名の保健師を、子ども家庭・保健センターに13名、人事に2名配置している。

◎各施設の案内（※一部抜粋）

総合相談窓口 (生活困窮者自立相談 支援機関)	・「くらしの困りごと」や「仕事の悩み」、「家族のひきこもり」など、福祉に関するさまざまな相談に対応し、相談内容に応じて、各専門機関につないでいる。
社会福祉協議会	・住民が主体となり、地域における社会福祉の問題解決・向上を図るため、公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て、組織的な活動を行っている。
障がい者基幹相談 支援センター	・地域の相談支援体制を強化するため、障がい者支援相談事業の後方支援を行っている。また、サービス事業所など、関係機関と連携して、地域課題の解決に取り組んでいる。
権利擁護支援センター	・高齢者や障がいのある人などの権利侵害への対応や、成年後見制度の利用など、権利擁護に関するさまざまな相談に対応している。
子ども家庭・保健 センター	<p>(子ども家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から18歳(高校生)まで幅広い年齢を対象にした子育て支援に取り組んでいる。
	<p>(母子保健・健康増進・予防接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者までを対象に、生涯を健やかに過ごせるよう、各種保健サービスを行っている。 ・医師をはじめ、保健師や管理栄養士などが生涯にわたる心と体の健康づくりをサポートしている。
特別支援教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点となっている。 ・専任の指導員を配置し、学校園や保護者などへの相談・支援を行っている。

〈重層的支援体制整備事業〉

◎概要

- ・ 芦屋市においては、すでに取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと、本人や世帯を包括的に受け止め支えること、本人を中心に本人の力を引き出す観点で行われること、信頼関係をもとに継続的に行われること、地域住民のつながりや関係性づくりを行うことを理念として実施している。

◎取組み（プロジェクト）

多機関協働の体制整備 ・ 個別支援をベースにしつつ、参加支援や地域づくりを意識して多機関が協働する体制を整備する。

個別支援からの課題抽出・資源創出 ・ 個別支援を通じた課題抽出に加え、課題解決のための具体的な実践につなげる。

参加支援の場づくりの取組み ・ 社会的に孤立する人が社会参加できる場づくりに取り組む。

地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進 ・ 地域の社会資源などを改めて見つめなおしたうえで、地域づくりを進める。

上記のプロジェクトを推進する人材育成 ・ 本計画を進めていくにあたり、人材の発掘と育成に取り組む。

〈企業等の多様な主体との連携による「こえる場！」〉

◎位置づけと機能

- ・ 地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、地域の可能性を発見し、課題を解決する共生のまちづくりに向けたプラットフォームである。

◎取組み

- ・ 7部15課（28名）でチーム構成され、「健康増進」、「高齢者の社会参加」、「全世代交流」を進め、様々なアイデアを実現していく。

◎活動の内容

- ・ 健康増進施策の推進と高齢者の社会参加の促進に資する施策の検討。
- ・ 「こえる場！」のあり方と継続性の検討。
- ・ JR芦屋駅南地区に求める機能等の意見交換。
- ・ 地域行事等での協働。

③委員の所感等

- ・芦屋市においては保健福祉センターという一つの建物の中に福祉による様々な施設が集約されていることは良いと思った。そして包括的支援体制整備の取組みにおいて、制度のはざまに対応する体制として、トータルサポート担当を設置し、保健師をそれぞれの部署に配置している。保健師は地区を担当し、他機関からの相談や要請に応じて面談や訪問に同行し、専門性を活かした個別支援や組織支援を行う等、その業務は多岐にわたっているが、保健師が主ではなく補佐的な役割を担っている保健師の人数は21名いるようで大変うらやましく思う。
- ・まだ市民の間に浸透していない「地域共生社会」の概念をどのように拡げ実現するのが個人としての研究テーマであり、そのためには行政と社会福祉協議会の協働による体制づくりが第一と考えていた。芦屋市は、地域で健康に暮らせる市民という、医療の視点で保健師のアウトリーチによるアセスメントが行われ、関係専門職にケースワークを繋がれていた。市民の関心を呼び、また、多機関連携においてもこの視点は大変有効であると感じた。
また、保健医療センターという専門職の連携拠点があることも、ネットワーク会議のような協議体による定例的な情報共有よりも日常的な連携が推進できるものだと思った。本市において生涯学習センター跡地活用の計画が進行しているが、子育て関連だけでなく、地域共生という福祉政策の拠点の必要性を感じた。
- ・参加支援の場づくりの取組みとして、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業と、社会参加推進事業を行っており、引きこもりの人に対してどのような企業がどのような就労体験の機会を提供しているのかを伺った。具体的には生協による商品等の品出しや、工務店による花壇清掃、パソコン関連事業者の入力作業のなどの就労体験の機会を提供しているということだった。就労準備につながる経験の場として、支援を必要とされる方の目線に合わせた良い取組みだと感じた。
本市には社会課題、地域課題に取り組む、共創型起業プログラム「円陣」があるが、芦屋市では地域活動を行う企業や団体と市がつながり、地域課題のアイデアを実現していく「こえる場！」というプロジェクトがある。地域の力を高め、地域住民が主体的にまちづくりに参加できる良い取組みを学ばせて頂いた。

・重層的支援として地域福祉課と社会福祉協議会が一緒になって月 1 回以上の会議が行われていること。現場を担う社協と課題解決の力となる行政の連携が重要だと感じた。参加支援の場づくりの取組みとしての「こえる場！」は、働き場所の提供や、民間の協力を借りて、支援が必要な人たちが一歩踏み出す場となるものかと考えていたが、現実には、企業同士のつながりの場になっている感じがした。

保健師の配置人数を含め、行っている施策については、本市と比べて大きな差はないが、人口比・面積には大きな差がある。そういったことを考えると、組織・人員体制など本市が考えなければならない点は多々あると感じた。

・芦屋市が社会福祉協議会に委託をしている部分や対応が困難なケースは市へ報告する等、市として取り組む部分との形態が明確であると感じた。

また地域包括支援センターなどとの連携により、コミュニティワーカーが連携、協働をされている事は、特徴的であると考えた。

本市の取組みとしては、HOTけんステーションを強化し、地域づくりの部分と困難なケースへの対応の部分とを明確にし、市として取組みを進めるべきであると考えた。

・「地域共生社会の実現」のために丁寧な取組みをされていることに感銘を受けた。

保健師の配置数が多く、そのネットワークが構築されていることで、個々の課題解決のための取組みが充実していると感じた。

さらに行政や社会福祉協議会だけでなく、民間企業等を巻き込んだ「こえる場！」の取組みは、本市における今後の取組みに示唆を与えるものと感じた。

・芦屋市は人口 92,500 人（本年 10 月推計値）面積 18.47 k m²（人口密度 5,000 人/k m²）の超コンパクトシティである。一方東広島市は人口 198,000 人（本年 10 月推計値）面積 635.15 k m²（人口密度 312 人/k m²）である。また財政面でも、芦屋市の財政力指数は 1 を超えていることから、神戸・大阪への通勤圏に立地する高級住宅地という事前イメージ通りのまちであった。

市域が狭いことは、効率的なまちづくりが可能であり、財政運営においても有利な基礎条件となる。その一方で、良好な住宅地としての歴史が長く、高齢化率も 30% を超えている。今後もその傾向が続くと予想されることから、重層的支援体制の構築についても、喫緊の課題であったことが理解できる。

そのような芦屋市の保健師配置に的を絞って質問したところ、地域共生の司令塔の一部を担う福祉部門の保健師は 6 人、こども家庭・保健センターへは 13 人、その他（人事）が 2 人の 21 人ということであった。この人数について担当部署としては満足はしていないということでもあった。東広島市と比較すると、人口規模で約半分、保健師配置も約半分ということだが、市域が違い過ぎる。そのことを加味して考えると、改めて本市の保健師配置に不安を覚えるところである。